

平成30年7月2日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎明神委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、4日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることとします。

《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部についてであります。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎君塚総務部長 それでは、私から総括説明をさせていただきます。

総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分2件について、御報告申し上げます。1件目は本庁の管理職員が飲酒の上で、複数の女性職員に対しまして、セクハラ行為に及んだものでございます。この職員については5月18日付で減給10分の2、6月間の懲戒処分としたものでございます。もう1件は、チーフの職員が飲酒の上で、他所属の職員に対しまして、暴行と暴力的発言を行ったものでございます。この職員につきましては、6月25日付で戒告の懲戒処分としたものでございます。このたびの行為により公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対して深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう、ハラスメントの防止と綱紀の粛正について改めて全庁に通知したところでございます。いま一度職員一人一人が県職員としての自覚を新たに、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。詳細につきましては後ほど人事課長から報告事項として御説明をさせていただきます。

それでは、今回の議案につきまして私から総括して説明をさせていただきます。

まず今回の補正予算の概要につきまして御説明申し上げます。お手元資料のうち、総務部という青いインデックスのついた資料、表紙に総務委員会資料議案補足説明資料とあります資料をおめくりいただきまして、平成30年度6月補正予算編成の概要をお願いいたします。こちらの資料ですけれども、まず下側の(2)歳出の表、1番下をごらんください。総計(1)+(2)の欄の中ほどに補正額(B)という列がございます。今回総額で5億1,386万3,000円の増額補正となっております。今回の補正では、自然体験型観光キャンペーンの展開に向けて、自然景観等を生かして経済効果を生み出す新たな取り組みの支援に対する費用、名古屋に外商拠点を設ける取り組みの支援に要する費用、新食肉センターの整備に向け、県とJA等で構成する新組織の取り組みの支援に要する費用、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の工事再開に要する費用など、当初予算編成後の新たな行政需要に速やかに対応しますために必要となります予算を計上させていただいております。内訳といたしましては、(1)経常的経費が1億6,700万円余り。(2)投資的経費は3億4,600万円余りで、この投資的経費のうち、補助事業費が2億5,800万円余り、単独事業費が8,700万円余りとなっております。これらの歳出を賄う上の表の(1)歳入の欄をごらんください。中段の(2)特定財源ですけれども、3億4,300万円余りとなっております。内訳としましては国庫支出金が2億2,700万円余り、県債が1億円、その他が1,600万円余りとなっております。その他につきましては、公共事業の補正に伴います高知市からの負担金となっております。上段の(1)一般財源でありますけれども、1億6,900万円余りが今回の補正予算で財源対策を要する額となっております。財政調整基金の取り崩しで対応することとしたものであります。以上簡単ですが今回の補正予算の全体の概要でございます。

続きまして、総務部関連の議案でございます。資料はお手元の右上に③とあります高知県議会定例議会(条例その他)をお願いいたします。こちらの表紙をめくっていただき、目録をお願いいたします。総務部からは第5号及び第6号の2件の条例議案、それから報第1号及び報第2号の2件の報告議案を提出させていただいております。議案の詳細につきましては、後ほど担当課長からそれぞれ御説明させていただきます。

次に、報告事項でございます。資料はお手元の資料のうち、総務部という青いインデックスが張ってあります。表紙が総務委員会資料報告事項となっております資料でございます。今回御報告いたしますのは、文書情報課から公文書に関する新たな条例の検討について、人事課から職員の懲戒処分について、情報政策課から、高知県情報ハイウェイのあり方に関する検討についての3件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に主な審議会等の状況といたしまして、総務部に关します本年3月9日から7月1

日までの開催状況について説明をさせていただきます。報告事項の資料のうち、審議会等という赤色のインデックスを張ってあります資料をごらんいただきますでしょうか。表題が主な審議会等の状況(総務部3月9日から7月1日)と記載されている資料になります。こちらの資料ですけれども、まず上から高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会でございます。この検討委員会は5月15日に設置し、6月19日に第2回を開催いたしました。公文書の管理に関します新たな条例の目的や定義の規定などについて御議論をいただきました。次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、6月22日に開催いたしました。個人情報の目的外提供の例外に関する事項等につきまして審議などをいただきました。次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、3月19日、5月25日、6月18日に開催いたしました。公益財団法人高知県遺族会など二法人の変更認定申請について答申が決定されております。次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては4月19日、6月11日に開催いたしました。諮問案件1件について審議し答申が決定されております。次に、高知県職員倫理審査会でございます。今回6月4日に開催いたしました。平成29年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方からは特に問題とする意見等はございませんでした。関連資料といたしまして、次ページから贈与等報告書の件数等を添付しております。最後に、高知県退職手当審査会でございます。5月18日に開催いたしました。教育委員会から諮問のありました案件について、審議いただき答申が出されたところでございます。私からは以上です。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈行政管理課〉

◎明神委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 行政管理課でございます。よろしくお願いたします。

それでは私のほうから第5号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明を申し上げます。資料は青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんいただきたいと思います。表題に職員の給与に関する条例の改正について(夜間看護等手当)と記載された資料でございます。

1の背景でございます。国家公務員の特殊勤務手当につきまして規定しました人事院規則が改正されたことを考慮いたしまして、本県におきましても同様の改正をしようとするものでございます。次に、2国の人事院規則の改正内容でございます。妊娠子育て中であるなどの理由で夜勤を希望しない看護師等の増加によりまして、夜勤を行う看護師等の負担が増加しておりますことから、病院等で勤務いたします看護師等が深夜に勤務した場合に支給される夜間看護等手当を、勤務時間の区分に応じて引き上げるものでございます。

全体で4段階でございます。上からまいりまして、深夜の全部を含む勤務につきましては6,800円から7,300円に深夜4時間以上の勤務につきましては3,300円から3,550円に深夜2時間以上4時間未満の勤務につきましては、2,900円から3,100円、深夜2時間未満の勤務につきましては2,000円から2,150円にそれぞれ改正されたものでございます。なお、この人事院規則につきましては、平成30年3月30日に公布、同年4月1日に施行されております。

次にこのたびの県の条例の改正内容でございます。特殊勤務手当の種類と金額を定めております職員の給与に関する条例第13条第2項の表5の項において定められております夜間看護等手当の勤務1回当たりの上限額を3,300円から国に準じまして3,550円に引き上げようとするものでございます。これは、本県知事部局の場合、国の人事院規則で定められております深夜の全部を含む勤務は想定されておられませんことから、現行の条例においても上限は深夜4時間以上の勤務に相当します、3,300円と規定しており、これを3,550円に改正するものでございます。なお、県立病院におきましては、公営企業局管理規程におきまして、同様の規定が定められており、この職員の給与に関する条例の改正後、同様の改正が行われる見込みとなっております。また、今回の改正の施行期日につきましては、国の人事院規則が平成30年4月1日から施行されておりますことから、速やかに国に準じた取り扱いといたしますため、条例改正の議決後公布日施行とした上で、平成30年4月1日からの適用としたいと考えております。以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 国の人事院規則の改定で、手当が引き上げられるということは大変いいことだと思うんですけども、実態をどう改善するかということが大事じゃないかと思うんです。理由の中では、妊娠子育て中の理由で夜勤を希望しない看護職の増加ということで、例えばこの手当を引き上げることによって、希望してもらうようにするのか、夜勤を引き受ける人たちの状況を改善するのかということと言うと、余り抜本的改善につながるのかという、その問題意識を明確にしておく必要があるのではないかと。特に行政管理課の対応でもございますので、御認識を伺いたいと思います。

◎平井行政管理課長 委員おっしゃられるとおりで、手当が上がったからということではなかなか抜本的な改善にはならないと思います。一定、夜勤が難しいという御家庭の事情というところがあるかと思いますが、そういった方々の事情をよくお聞きして、御理解を求めながらということになるかと思いますが、そこを第1に考えながらということですが、そうは言いましても、御負担といたしますか、そういったお役目を引き受けていただける職員の方がいらっしゃいますので、その方の手当につきましては、一定国に合わせて増額をしていくといった考え方で改正するものでございます。

◎塚地委員 看護師の多忙というのは大変、社会問題化もされているので、入り口的な課

題を解決したというぐらいのところで捉えておかないと、それでよしという話ではないと思うので、問題点を指摘しておきたいということです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 財政課でございます。よろしくお願いいたします。

まず一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。議案説明書②補正予算と書いてある資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。

12繰入金でございますけれども、これは先ほど総務部長から御説明をいたしました6月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取り崩しで対応するため、繰り入れ額として1億6,971万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正に関しては以上でございます。

次に、議案説明書③（条例その他）の25ページをお願いいたします。

報第1号平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。1枚おめくりをいただいて27ページをごらんください。歳入についてでございますけれども、3地方譲与税や5地方交付税などにつきまして、それぞれの額の確定に伴い補正をしたものでございます。例年3月に専決処分を行っているものでございます。3地方譲与税につきましては、全国的な税収が当初の見込みを下回ったことに伴いまして、本県への地方法人特別譲与税の配分額が減少したことなどから、6億6,800万円余りの減、5地方交付税につきましては、特別交付税が見込みより6億7,800万円余りの増、6交通安全対策特別交付金は2,900万円余りの減、10財産収入が1億5,000万円余りの増ということで、四つの項目の計でございますけれども、1億3,100万円余りの増となっております。このため、財政調整基金の取り崩しを1億3,100万円余り取りやめたものでございまして、歳入合計の補正はプラスマイナスゼロとなっております。歳出の補正はございません。以上で財政課からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料によりまして御説明を申し上げます。総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところをお願いします。

高知県税条例等の一部を改正する条例議案でございますが、地方税法等の一部を改正す

る法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして県税条例に必要な改正を行うものでございます。今回の主な改正内容について御説明をいたします。

まず1の個人県民税でございますが、地方税法の改正によりまして、3年後の個人県民税からアの枠囲みの2行に記載してありますように、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点で、給与所得控除と公的年金等控除が高額な収入や所得がある場合を除き、それぞれ10万円引き下げられる一方で、全ての納税者が控除の対象となる基礎控除が高額所得者を除き10万円引き上げられることとなります。図でお示ししておりますように、この制度改正によりまして、給与所得者と年金受給者は、それぞれの収入から控除される額の引き下げ分が基礎控除の引き上げ分に振りかえられることになるため、後ほど説明をいたします収入や所得が高額である場合を除いて税負担に変動は生じないということになります。一方で、給与や年金収入以外の収入を得ております、図ではフリーランスなどと記載しておりますが、例えば事業収入を得ておる個人事業主などにとりましては、高額所得者を除き基礎控除の引き上げ分が減税となるということになります。

次に、イの高額所得者に係る基礎控除等の見直しでございますが、(ア)と(イ)にありますように、給与所得控除の上限の引き下げや公的年金控除の新たな上限の設定などによりまして、高額な収入や所得を得た者にとりましては、税負担が増加することになります。なお、今回の改正で増税の対象となります、給与収入が850万円を超える者のうち、子育てや介護を行う者に対しては、税負担を増加させない措置が講じられております。また(ウ)にありますように、基礎控除も一定水準以上の高額な所得を得た者には控除額の段階的な減額や控除の廃止措置が講じられますことから、税負担が増加することになります。

次に資料の(2)今回の地方税法の改正に伴います県税条例の改正内容でございます。ア非課税措置の取得要件の見直しにつきましては、所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦及び寡夫は、個人県民税が非課税とされておりますが、今回の改正で給与と年金収入からの控除額が10万円引き下げられたことによりまして、所得金額は10万円増額になります。結果としまして非課税の限度額125万円を超えてしまい、これまで非課税であった方が課税対象となるケースが生じるため、非課税措置の所得要件を現行の125万円以下から10万円引き上げて135万円以下とするものでございます。

次に、イの調整控除の見直しでございますが、今回の地方税法の改正によりまして、所得が2,500万円を超えるものに対しましては基礎控除が適用除外となりましたので、この改正内容に沿って県税条例を改正するものでございます。

次に資料の2ページをお願いします。2の県たばこ税でございます。枠囲みの中に記載してありますとおり、今回の地方税法の改正によりまして、紙巻きたばこの税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式が見直されたことに伴いまして、その改正内容に沿って県税条例を改正するものでございます。今回の改正内容は、資料(1)にありますように、紙

巻きたばこの一般品に対する県たばこ税の税率を3段階に分けまして、ことしから4年間をかけて引き上げるもので、1回につき1本0.07円引き上げられ、計三回の引き上げで1本につき0.21円、20本入りの1箱で4.2円が引き上げられることとなります。また、旧3級品につきましては、平成31年4月1日に予定されておりました税率の引き上げが平成31年10月1日に延期されることとなります。次に(2)の加熱式たばこの課税方式の見直しについて説明いたします。加熱式たばこは、近年販売量が急速に増加しており、紙巻きたばこからの切りかえも進んでおると言われております。現行の課税方式は、加熱式たばこの製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算しておりますが、製品重量が軽いことから、税負担が紙巻きたばこに比べて低くなっております。また、同じ加熱式たばこ間でも製品重量に差があることで、税の負担額が大きく異なっているなど、課税の公平の観点からも課題が指摘されることもありまして、今回の改正で、加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式に見直しが行われました。新しい課税方式は、加熱式たばこの製品重量の取り扱いを一部見直した上で、新たに価格を算定要素に加え、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算して、税額を算定するものでございまして、具体的な換算方法につきましては、①と②に記載してあるとおりでございます。なお、この課税方式の見直しにつきましては平成30年10月1日から実施いたしますが、急激な税負担の変化による影響に配慮いたしまして、5年間かけて段階的に新方式に移行することとしまして、毎年5分の1ずつふやしてまいります。

次に、資料3の制度改正等に伴う税収への影響についてでございます。税制改正の影響が1年間を通じて完全に実現した年度におきまして、国が試算をしました全国の影響額を各税目の全国の決算額に対する本県の決算額の比率で案分したものでございまして、それぞれ制度が完成した際には、各税目とも増収となる見込みとなっております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御説明申し上げます。平成30年度の税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律案が3月28日に成立し、3月31日に公布されました。この法改正によりまして、本年3月31日で適用期間が満了いたします不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税の特例措置が延長されました。また、法人事業税の課税方式の一部が見直されまして4月1日から適用されることになりましたが、この改正に伴う県税条例の改正を本年4月1日に施行しなければ、特例措置の一時的な執行などによりまして、納税者に不利益が生じるおそれがあるものにつきまして、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分したものでございます。主な改正内容について御説明いたします。

(1)の不動産取得税につきましては、アにありますように、住宅と土地に対する税率を4%から3%に引き下げる特例措置と、宅地として評価された土地の課税標準額を2分の1に減額する特例措置をそれぞれ平成33年3月31日まで3年間延長するものでございま

す。次に、イの住宅用土地の取得に係る減額措置の要件である土地を取得してから住宅を新築するまでの年数要件を2年から3年に緩和する特例措置を平成32年3月31日まで2年間延長するものでございます。続きまして（2）自動車取得税につきましては、課税できる最低限度額とされております免税点を15万円から50万円に引き上げる特例措置を、平成31年9月30日まで1年6カ月延長するものでございます。次に、（3）軽油引取税につきましては、課税免除が適用される軽油の用途のうち、課税免除額が特に少ないものや、他の燃料による代替が可能なものを縮減または廃止をした上で、その他の用途に対する課税免除につきましては、平成33年3月31日まで3年間延長するものでございます。最後になりますが、（4）法人事業税のガス中小企業者に対する課税方式の見直しでございます。法人事業税では、多くの施設や設備、従業員などによって広範な事業を行っているものの、事業に必要な経費も多額となり、事業活動の規模に比べて所得が非常に少額なものとなる業種に対しましては、収入金に課税をしております。平成27年のガス事業法の改正によりまして、ガス事業への新規参入の自由化や規制料金の廃止などが行われました結果、これまで地域において独占的であったガス事業を取り巻く環境は変化をしております。比較的小さい施設や設備で事業を行うガス製造事業と小売り事業につきましては、普通法人と同じ、所得に対して課税する方向に変更するものでございまして、平成30年4月1日以降に開始される事業年度から適用されます。なお、ガス中小企業者の行う導管事業につきましては従前どおり収入金課税となっております。以上で税務課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

（なし）

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、公文書に関する新たな条例の検討について、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 文書情報課です。よろしくお願いたします。総務委員会資料、報告事項の文書情報課の赤いインデックスがある資料をお願いします。公文書に関する新たな条例の検討の状況につきまして御報告させていただきます。

まず、（1）の目的でございます。現在、平成32年度に公文書館を開館をする予定で準備を進めておるところでございます。この公文書館の整備にあわせまして、公文書の作成から保存管理、さらには歴史的に価値のある公文書について、公文書館への移管と管理、県民の皆様に御利用していただくという仕組み、これを歴史公文書制度と呼んでおります



が、この制度を含め、公文書の管理全般の統一的なルールを定めまして、県政のさらなる透明性を確保してまいりたいと考えております。

次に、(2)ポイントでございますが、大きくは3点ございます。まず1点目でございますが、公文書の定義に関するものでございます。どういったものが公文書に当たるのかといった、いわゆるグレーゾーンの解消に向けまして、公文書の定義を明確化することが重要ではないかと考えております。また、県民の皆様方の知る権利の保障や、歴史公文書の公文書館への適切な移管などにつきまして、実効性あるものとしていくために、知事部局を初め、全ての行政委員会が統一的なルールに基づいて、作成、整理、保存、管理、移管、廃棄の取り扱いを厳格に行いますことで、恣意的な運用が生じることのないようにすることが重要ではないかと考えております。

次に、2点目でございますが、公文書館へ移管した歴史公文書は特定歴史公文書として厳重な管理をしつつ、県民の皆様方に御利用していただくこととなります。県民の皆様方の御利用につきましては、利用請求権という新たな権利を規定する方向で検討してまいりたいと考えております。この利用請求権でございますが、現在、各実施機関で保存しております公文書、いわゆる現用公文書につきましては、高知県情報公開条例で開示請求権として保障されておるところでございます。一方、現用公文書の役割を終えて公文書館に移管されたものは、個人情報などの非開示情報も段階的にオープンにするなど、公文書の開示よりも弾力的な取り扱いをいたしまして、県民の皆様方に御利用していただきたいと考えております。しかしながら、利用申請の時点ではオープンにすることができないと判断した場合には利用制限を課すことも想定されますので、利用請求権とあわせまして、県民の皆様方が、その制限に不服がある場合の審査請求の規定を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、先ほど御説明いたしました審査請求があった場合や条例等の改正など、公文書管理制度の重要事項を御審議していただく有識者等で構成する第三者委員会の設置につきまして、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

(3)のスケジュール案でございます。この5月、有識者や専門家など8名で構成いたします高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会を設置いたしまして、5月15日に第1回、6月19日に第2回の委員会を開催したところでございます。10月ごろまでこの検討委員会で御議論を賜り、御議論いただいた内容を踏まえまして、平成30年度内には条例の素案を作成してまいりたいと考えております。平成31年度には条例案を作成いたしまして、パブリックコメントを実施した上で、条例議案を上程し御審議を賜りたいと考えておるところでございます。なお、条例の施行は平成32年度を予定しております。これらの取り組み状況につきましては、節目、節目で総務委員会に御報告させていただきたいと考えております。

裏面の2ページをお願いします。公文書管理のフローをイメージでお示しさせていただきました。左から見ていただきますと、まず、公文書を作成または取得から始まってございます。作成し、取得された公文書は保存期間を設定いたしますが、あわせて保存期間が満了したときの措置として、公文書館に移管するのか廃棄するのか設定をしておきます。この公文書は翌年度に行われる監査や決算に必要なため各所属内で保管し、その後書庫に移すなどして保存期間が満了するまで保存してまいります。知事部局では集中管理の方法をとっておりまして、本庁の各所属から当課に引き継ぎがなされ、保存期間の満了まで当課が保存をいたします。保存期間が満了した場合には、保存期間の延長、公文書館への移管、廃棄の判断を行うこととなります。この判断につきましては、選別漏れや誤廃棄の防止の観点から、真ん中部分にありますように、実施機関各所属での、一次選別と公文書館での二次選別と2段階とし、慎重に判断してまいりたいと考えております。なお、一次選別と二次選別で判断が異なる場合は、各所属と公文書館で協議を行いまして、決定をすることとしたいと考えております。資料の1番下には先ほど御説明いたしました情報公開請求と利用請求の対象範囲をお示しさせていただいております。御報告は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 以前、水戸かどこかの公文書館を視察させていただいたときに、選別をする公文書の段ボール箱の多さに唖然としました。大きな体育館みたいなところに天井ぐらいいまで積み上がってるので、これを選別するのに何人の方がどれくらいかかるのかと、気の遠い時間がかかるんじゃないかと思ったこととございました。高知県の現状、二次選別にかかった場合、想定される量というのはどのくらいあるんですか。

◎徳橋文書情報課長 重要な公文書として永年扱いをしております文書ですけれども、現在、大栃高校のほうに保管をしております、15センチぐらいのケースで2万6,000ケースほどございます。それを基準に従って、順次選別をしていく作業をこれからしてまいります。

◎浜田（英）委員 かなり多い数ですけど、何人の方でどれくらいかかるんですか。

◎徳橋文書情報課長 体制の話はこれからということで、まだ未確定でございます。ただ、大栃高校に置いている分は昭和につくった文書でございます、平成32年度に公文書館がオープンするときには、県民の方に御利用していただけるように選別をしてまいりたいと思っております。

◎浜田（英）委員 かなりタイトなスケジュールじゃないかなと思いますけど、一体何人がかりでやるのか。

◎徳橋文書情報課長 現在、当課は私を含めて公文書に携わる者ということで、5名の正職員と1名の非常勤職員、1名の臨時職員です。この体制で取り組んでまいりたいと考えております。

◎**浜田（英）委員** とにかく頑張っていたかかないといけませんので、体を壊さないようによろしくをお願いします。

◎**黒岩委員** 7年ほど前に山口県と広島県の公文書館を見に行っていたことがありまして、総務委員会でも早く公文書館をつくるのが大事だという話もさせていただいたんですけど、その時点ではまだまだ決まっていなかった。公文書館をつくっている先行県で今日までこういう課題があるとか、状況の変化であるとかということも踏まえて、議論をされていると思うんですけど、先行県にはどのような参考事例があるんですか。

◎**徳橋文書情報課長** 平成21年、22年当時に公文書館を設置するという前提で、当時一番の先行県と言われた神奈川県を選別基準とか取り扱いを勉強させていただいて、それを高知県に導入をしていけたらということで検討をした経緯がございます。それから、年月も随分たっており、社会状況も少しずつ変化をしておりますので、現時点では国立公文書館の専門官、香川県の主任専門員の方に検討委員会の委員に入らせていただいて、専門的な見地からさまざまな御意見をちょうだいしております。それをもとに、本県としてのルールを決めていきたいと思っております。

◎**黒岩委員** この間の歴史的背景がありますので、そういうことを参考しながらやられると思いますが、どれだけのものを残すかということの定義が難しいと思っておりますので、建物の大きさを考えるときに、どういう展開になるのかということ、注視していきたいと思っております。

◎**塚地委員** 期せずして注目される条例になるんだと思うんですけど、この間いろいろ公文書とは何かということが国会の中でも随分と議論になってきて、ここの示されているとおり、さきの本会議で知事が、ポイントとしては統一的なルール、とりわけグレーゾーンの解消が課題なんだという答弁をされたんですね。そのグレーゾーンをどちらに軸足を置くか、より説明責任を果たせる中身で、例えば備忘録なども含めて、意思決定をする過程の中での公文書というふうな位置づけるのか、そこまでは位置づけないのかというあたりが、これから議論の大きなところになっていかなくはないかと思っております。今の段階で、ここの議論がもう既に済んでいるという状況ではないですか。

◎**徳橋文書情報課長** 公文書の大きくりの定義については、一旦議論もさせていただいております。ただし、委員おっしゃったように、個人のメモであるとか備忘録であるとか、あるいはメールといったものについては、まだ十分に整理がなされておりません。ただし、高知県情報公開条例の運用解釈で一定明確にされておるところなんですけれども、それを踏まえて、さらに明確にしていきたいと考えております。意思決定の過程を示す文書に何が当たるのかということをしつかりと明示していきたいというふうに考えております。

◎**君塚総務部長** 補足させていただきますと、今、課長から申し上げたとおり、組織としての意思決定過程が検証できるかどうかという観点から、グレーゾーンが解消されるよう

にということが第一だと思っております。そうした点からやはり議論になってまいりますのは備忘録、メモといった扱いになってこようかと思えます。この点につきましては、組織としてという点がございますので、例えば、職員個人がどこかに行ってメモをとってきたときに、相手方が言っていることをどう捉えるか、あるいは内部で議論をしたときにどう捉えるか、職員個人の見解で書いてあったものが後々公文書だとなってしまいますと、誤っていたときに、それは組織として意思決定に用いられなかったと。こういったものまでが公文書となってまいりますと、それは、制度の趣旨から外れてきてしまいますので、そのような例外的な扱いがあるということは明記する必要があるかと思えますし、現に国でもそういった方向で検討が進んでおるといふふうに認識をしております。また電子メールですとか、使う媒体によつての扱いというのは、我々としても相違がないものと考えておまして、電子メールだからイコール公文書ではないということにするという扱いは今でもしておりませんし、今後も、メールであったとしてもそれは組織として意思決定にかかわったものは公文書になるんだということは、条例ですとかルールの中に明記していきたいと考えておるところでございます。

◎塚地委員 備忘録などであっても、意思決定をするときにそれに基づいて議論をするという場合に使用されるというものも出てくるわけです。だからそこは一律なものにしてしまわないということが、公文書を取り扱う基本ラインでないといけない。だからそれをつくる職員側も意志をもって作成するという考え方が大事だと思うので、そのあたり明確に提起をしていく、できるだけ意思決定の過程を透明化するという方向で検討していただくように。まだ審議の途中ですけれども、そういう意見としてお願いをしておきたいのと、保存年数、廃棄ということの明確化も結構大きいと思うんですね。1年未満で廃棄してもいいということになった場合、一体どの文書が1年未満で廃棄されたのかというようなことが明らかにならないようではいけないので、その部分を明記しておくし、廃棄や処分の場合の行き先の明確化というのも大変重要なポイントにもなつてこようと思うので、ぜひそういう議論をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

◎徳橋文書情報課長 透明性を図っていくという部分は留意して、今後検討してまいりたいと思えます。保存年限は議論をしている最中ではございますが、現在の規定で申しますと、1年、5年、10年、30年ということで、1年未満はございません。ただ、一点だけ個人情報など非開示情報含む文書については、保存中であっても、それが不要になった場合は廃棄をするという手続が規定に盛り込まれております。これは、個人情報を長く持ち続けるというリスクを回避するために、そういった規定にしております。それ以外については、通常、1年以上の保存期間を設定して運用しております。ただし、国とか、他県の事例を見ましても1年未満という規定がなされておりますので、そこは十分慎重に議論をしていきたい。1年未満の制度を導入するかしないかという問題と、導入した場合の文書の

特定という部分でしっかり議論をしまいたいと考えております。

◎弘田委員 公文書の定義の明確化は大切なことだと思います。これまで、行政機関というのは、性善説に立って全てのことが行われてきたというふうに思います。ただ昨今の状況、報道等で見ていると、どうも性善説だけではいけないような気がしています。個人のメモとかいろいろあるんですけど、例えば悪用するようなことがあってはならないので、そこら辺も十分注意されて定義を明確化されていかれるということを希望しています。

◎徳橋文書情報課長 ご指摘を踏まえまして、公文書の定義、さらには、それを適切に管理をしていくという部分で、しっかりとしたルールづくりをしまいたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎笹岡人事課長 人事課でございます。総務委員会資料報告事項とあります、人事課のインデックスのついた資料をお開けください。1ページをお願いします。

部長から総括説明で申し上げましたとおり、5月18日付及び6月25日付で2名の職員を懲戒処分といたしましたので懲戒処分の公表基準に沿って御報告いたします。

まず1件目でございます。処分を受けた職員は本庁の管理職員でございます。処分の事由のところでございますけれども、当該職員は、4月10日火曜日夜に行われた職場の宴席の場及びその帰路において、複数の部下の女性職員に対しまして、酒に酔った上で性的な内容の不適切な発言を複数回行ったものでございます。なお、拒否しているにもかかわらず、女性職員のうちの1人と握手しようとするほか、別の女性職員の肩や背中に手を置こうとするなど、女性職員が嫌がる行為も行っております。セクシュアルハラスメントを含めたハラスメント行為につきましては、通知、研修その他において再三注意喚起をしているにもかかわらず、職員の範となるべき管理職員がこのような言動に及んだことは、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであり、その責任は極めて重大であります。このことは信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するものでございますことから、処分の内容としましては5月18日付で減給10分の2、6カ月間の懲戒処分といたしました。また、同日付で総務部長通知を行いまして、ハラスメントは職員個人の尊厳を傷つけ就業意欲を低下させるだけでなく、職場環境の悪化にもつながる重大な問題であることを十分認識すること。これまでも飲酒時におけるハラスメントの事案が生じていることから、特に飲酒の上での不適切な言動が起こらないよう十分留意することなど、ハラスメントの防止についていま一度徹底したところでございます。

次に、もう1件御説明します。次のページでございます。処分を受けた職員は地域福祉部の男性チーフでございます。処分の事由のところでございますが、当該職員は、5月18日金曜日夜に行われました同部の複数の関係職場同士の親睦のための宴席の場におきまし

て、酒に酔った男性チーフは他の所属の若手の女性職員の頭部に自分の左手を置き、自分の右手で3回程度強くたたいたものでございます。その結果、女性職員はその衝撃でよろめいて倒れ、後ろにいた別の職員に支えられております。また、宴席終了後の店内廊下で被害を受けた女性職員の父親である男性職員に対する暴力的な発言を行い、他の職員から注意されたにもかかわらず、その後も同様の発言を繰り返し、当該女性職員に精神的苦痛を与えております。このような言動は県職員としての自覚に極めて欠け、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであり、その責任は極めて重大であります。このことは信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するというところでございまして、処分の内容としましては、先月25日付で戒告の懲戒処分といたしました。また、処分を行った日と同日付で総務部長通知を行いまして、特に宴席の場で不適切な事案が発生しているということで、管理職員には職員に対する注意喚起を促すとともに、職員は職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるような行為はしてはならないこと、不適切な言動は日常から相互に指摘し合える風通しの良い職場づくりに努めることなど、綱紀の粛正についていま一度徹底したところでございます。引き続き、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。私から以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 一般質問で取り上げましたので、確認になると思いますが、処分内容で、一つは減給10分の2、6カ月間で、もう一つは戒告ということなんですが、この違いというのは対象職員が管理職とチーフで相違が出てきているんですか。

◎笹岡人事課長 委員御指摘のとおりでございまして、一方は管理職員が行ったものであるということでございます。それと、これまでの同様のセクシュアルハラスメントの事案とか、あるいは傷害に至らない、他方で暴言、暴行に至ったこれまでの取り扱いとも比較しながら判断した結果、このような違いが出ているということでございます。

◎上田（周）委員 もう一点ですが、被害を受けられた職員の精神的苦痛とありますが、これを読んで想像した場合、結構きついですよね。その後、職場で通常どおり業務につかれていますか。

◎笹岡人事課長 先週末、私のほうから所属の管理職に問い合わせをさせていただきました。精神的に打撃を受けてないかどうかということも確認しましたところ、特に変わりなく勤務をしているということです。管理職から女性職員にしんどくなってないですかということも聞いていただきまして、女性職員からは大丈夫ですということで、今、通常どおり勤務をしております。管理職のほうから、今後精神的なダメージなり、何か出てきたらすぐに話をするようにということで言っている状況でございます。

◎上田（周）委員 4月の人事異動があったことを受けて、親睦を兼ねて地域福祉部で本課と出先機関の宴席を設けたということで、結構今会話というか対話がなくなって、いい

意味での情報交換の場で設定したと思うんですよ。風通しの良い職場と言いますが、こういうことで萎縮してだんだん少なくなる。そういう意味で今後どういうふうに取り組んでいくか聞かせてください。

◎**笹岡人事課長** 男性チーフもチーフなりのコミュニケーションのとり方だったんだろうと思うんですけども、それは明らかにおかしいやり方だったと思います。今回の宴席の場も4月に入って、本課と出先機関で顔を合わせてやろうというところの発案が管理職のほうからあり、やったというところでございますので、恐らくそれをやめろうというような雰囲気にも、もちろんなっていないですし、そこら辺のところは庁内で萎縮することのないようにどのような形がいいのか、我々としてもそこは注意していきたいと思います。

◎**君塚総務部長** 補足でございますけれども、萎縮といいますか、やはり情報の交流というのは、目上の者から目下に対して声かけをするという、よい声かけというところと、部下、後輩職員から相談しやすい雰囲気づくりだと思っております。ですから、そこは職場であったりあるいはこういう親睦会の場であっても、お互いに声かけしやすいという雰囲気をつくるという意味では、どちらもOJTの観点、あるいは親睦の観点から必要なものですので、抑制という話にはならないと思います。あと、問題になりますのは、そういうところでせっかく風通しのよい環境をつくろうといろいろ努力しているにもかかわらず、セクシュアルハラスメントですとかパワーハラスメントですとか、こういったことがありますと台なしになってしまいますので、そういうことはいけないことであるということをやはり職員一人一人が自覚して、あるいは組織で本人が気づいていなかったら周りから指摘をしてあげられる、そういう関係をつくっていくことは大事ではないかと考えておるところでございます。

◎**塚地委員** 今部長から、こういうことはいけないことであるという意識の醸成という話がありましたが、いけないことであるのは多分わかっていると思うんですよ。それでなおかつ酒席でそのような対応になってしまうというのは、その方の抱えているストレスの問題もあります。ですから、当然、被害者の方が職場で復帰しやすい状況をつくるということと同時に、どうストレス状態を改善するかという二つの観点で考えていかないと、なくなる課題だと私は思っています。今回、うやむやにならずに、この問題をきちんと管理者のほうで捉えて、人事課が問題を表面化させてそういう対応に出たということはすごくいい対応だったと思うんです。こういうことを表面化できると、職員の皆さんの中で黙っていなくてもいいんだというふうに思えたことはすごく大事な対応だったと思うんです。その後、そういった方々が職場で過ごしやすい、告発した方が過ごしやすいということに、どう対応するかという、産業医の皆さんのアドバイスも含めて、そこはぜひ丁寧にやっていただきたいというのと、先ほど言ったように、そういう問題を起こす職員のフォローということがないといけないし、抜本的な組織のあり方、今風通しのいいとい

うお話がありましたけれども、私、結構現場の県の職員の御家族の方からも帰ってこないというお話も伺っていて、今の県庁の職員は本当に忙しい状況です。そういうあたりもしっかり分析しないと、ストレスがたまり、問題起こしました、悪循環に陥っていく、研修を増加したらまたそこで一定の時間が費やされるという、そこは抜本的な働き方改革というところ、県庁全体の問題意識にしていけないといけないと考えているんですけど、部長どうでしょうか。

◎君塚総務部長 委員ご指摘のとおり、働き方改革、ストレスの対処、またこういう問題が発生したときの事案ということで、総務部だけではなくて県庁組織全体がずっと追いつけていくべき課題だと思っております。やはり今、行政全体がこの世の中に対してやらないといけないこと、対応しなければならないことがふえているのは事実だと思っております。その一方で厳しい行政改革に取り組んできたことから、職員が足りていないとか、多忙な状況にあるというのも我々として認識しております。そこを県民サービス向上のためにやらなければならないことと、職員が生き生きとストレスも過剰に抱えることもなく働ける職場づくり、これをどう両立させていくかというのは、これから長期間にわたって追い求めていかなければならない課題だと、重々認識しておりますので、こういった問題が起こるたびに一度振り返って、さらに必要な対策は何か、間違っていたことはなかったかということとその都度考えてまいりたいと思っております。我々としても、今後とも、残業時間の縮減に取り組んでまいりたいと思っておりますので、問題等ございましたら、その都度御指摘いただければと思います。

◎浜田（豪）委員 一点確認させていただきたいのですが、1件目の処分日5月18日の夜に2件目が起こったということなんですけれども、1件目の総務部長通知というのはいつ出されたのですか。この日なのでしょうか。

◎笹岡人事課長 5月18日夕方に出しております、物理的には2件目の宴席が行われたのは夜ですので、メール等で既に流れていたんですけど、実際目にしたかどうかは。

◎浜田（豪）委員 それはどのような通知で、セクシュアルハラスメントはいけないと言ったのか、酒席で気をつけろと言ったのか、どのような内容だったのでしょうか。

◎笹岡人事課長 1件目がハラスメントの防止ということで、セクシュアルハラスメントについて注意喚起を促すものと、それから飲酒時におけるハラスメントの事案が生じているというところで、特に飲酒の上での不適切な言動が起こらないようにということを指摘している内容でございます。

◎浜田（豪）委員 同じ日で非常に皮肉なといいますか、その通知が一体どのように伝わっておるのかということも含めまして、もう少し効果的な通知、出先機関も含めて深く広く浸透していくように、今後改善していただけるようお願いしたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。



次に、高知県情報ハイウェイのあり方に関する検討について、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 情報政策課でございます。よろしくお願いいたします。

現行の情報ハイウェイの契約が平成32年3月31日で終了しますことから、高知県情報ハイウェイのあり方に関する検討を開始いたしましたので、その状況について御説明をさせていただきたいと思っております。表紙に総務委員会資料報告事項とあります資料の情報政策課のインデックスのページをごらんください。

まず、高知県情報ハイウェイの概要について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料左上の1高知県情報ハイウェイとはをごらんください。こちらに記載しておりますとおり情報ハイウェイとは、県、市町村、公立学校などを結ぶ情報通信基盤でございます。約600拠点が利用している県域のネットワークでございます。具体的な利用内容について申し上げますと、県や市町村の財務会計や各種業務システムが利用する市内LANの一部として使用したり、マイナンバーの情報連携にも利用されておりますL2WANを初め、教育ネットワーク、へき地医療ネットワーク、防災ネットワークなどで利用しているところでございます。現在の情報ハイウェイの構成イメージは、ポンチ絵のほぼ中央、高知県の図に示しておりますとおりで、丸で示しております県内の11カ所に設置されましたアクセスポイントなどを結ぶ太線で示した幹線とそのアクセスポイントと約600の利用拠点をそれぞれ結ぶ点線で示しましたアクセス回線で構成されております。現在、幹線の速度は800メガビットパーエス、幹線の費用につきましては、年間約2億8,000万円の全額を県が負担しております。アクセス回線につきましては、10メガから100メガのメニューから、それぞれ利用者が必要な容量を選択しております。資料には記載しておりませんが約600拠点の合計で年間の費用が約1億4,000万円。うち県の利用分としまして4,800万円を負担しているところでございます。また、情報ハイウェイは、平成10年から利用開始しております。①から③に書いておりますとおり、それぞれの利用期間ごとに幹線の容量が大きく増減してきているところでございます。なお、平成30年3月末時点におけます約600の利用拠点の内訳としましては、県の出先機関が172、市町村が55、公立学校が163、ブロードバンドサービスを提供する、民間事業者などが209となっております。冒頭に申し上げましたとおり、現行の情報ハイウェイは、来年度末で契約期間が終了しますことから、平成32年度以降の情報ハイウェイのあり方や機能、費用負担などにつきまして、外部有識者と利用者である市町村などによる検討会を立ち上げまして、今後のあるべき方向性について議論をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

資料の左下をごらんください。検討会におけます大きな論点として想定しておりますのは、2の検討項目例に掲げておりますとおり、幹線の帯域や機能、耐災害性、利用者の範囲とともに、市町村などの利用者負担についても情報ハイウェイのあり方とあわせて検討

する必要があるものと考えているところでございます。

次に、検討体制でございますが、資料の右上、3の検討体制をごらんください。検討会のメンバーは、有識者として高知工科大学から2名、利用者である市町村から3名の副市町村長、同じく利用者である教育機関を代表しまして、県教育委員会の教育次長。また、管理者側として、情報セキュリティ推進監が検討会に参加して、各項目について検討いただきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、4のスケジュール等をごらんください。既に市町村等に対する事前調査ヒアリングを開始しておりまして、7月9日には第1回の検討会を開催することとしております。その後、9月までに3回の検討会を開催し、次期情報ハイウェイのあり方に関する方向性を議論していただきたいと考えております。検討によりまして導かれた方向性につきましては、9月定例会の総務委員会におきましても御報告させていただきますとともに、検討会で御検討いただいた内容を踏まえ、県として、運用や利用に関する方針を定めまして、必要な予算措置を行いたいと考えているところでございます。情報政策課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎久保副委員長 左の中ほどに参考として①②③で期間ごとにそれぞれの帯域を書いていますけれども、②の平成15年から21年度は2.4ギガになって、その下は800メガになっていますが、ここは何か理由があるのでしょうか。

◎山下情報政策課長 ②の平成15年の調達時におきまして、県から1ギガ程度以上ということで調達の仕様を示したところでございます。調達の仕様に対して、2.4ギガという提案をいただきまして、費用的にはそれでも変わらないという説明がありまして、2.4ギガで契約をしたところでございます。その後、③の調達、平成22年度からサービスを利用するに当たって、よりコストを下げたい、競争していただくことによって費用を下げたい、より身の丈に合ったハイウェイを調達していきたいということで、利用状況について詳細に精査をいたしました。当時、主に行政目的で使用しておりまして、約600メガ程度であれば十分ではないかという判断をいたしまして、当初600メガで調達をしたところでございます。その後、利用が伸びてきてまして、現在800メガで運用しているという状況になっております。

◎久保副委員長 この②の2.4ギガのときはすごく容量が大きいみたいだけれども、③の期間については、予算が安くできるので600メガに下げて、必要に応じて800メガまで持ってきたということですね。

◎浜田（英）委員 ②の平成15年から21年度はN T Tがやったわけで、本当に2.4ギガも要するのかという議論もしたんですけれども、今はS T N e tに変わっていますよね。N T TからS T N e tに変わる時点で、入札とかがあったんですか。

◎山下情報政策課長 ③の調達に当たり、プロポーザル方式で業者から提案をいただき、

審査をさせていただきました。その結果、現在のS T N e tにお願いする状況になっております。

◎**浜田（英）委員** 2.4ギガの情報ハイウェイの時にはループ上のラインの中でどちらかが災害でカットされてもこっちから回れるというようなメリットがあったと。現在のS T N e Tの回線も全く同じですか。

◎**山下情報政策課長** 現在、異なる経路で二重に線を張っている状態になっておりますので、リング状であるか二重化という差はありますが、同じような構成になっております。

◎**土居委員** 9日から検討が始まるということで、そこで十分ないろんな視点からの検討が深まるんだろうと思うんですけど、お聞きしたいのは容量の話ですけど、平成21年から産業振興計画が始まって、中山間地域も振興させていくんだという知事の強い思いもあって、集落活動センターとか充実をしてきておりますし、医療面でも、郡部における訪問介護、看護のネットワーク化といったことがこれから増加していくんだろうと思うんですけど、県の認識として800メガの容量について、もっと拡大していくということはあるんでしょうか。

◎**山下情報政策課長** その点について、各庁内、市町村にお伺いしているところでございます。その中で、これまでも需要というのはふえてきているところではございますし、教育であったり医療であったり、そういったところで今後、例えば遠隔授業をやるとか、医療情報、電子カルテであったりとか、そういったものを共有したいという声も耳に入ってきているところでございます。その中でどこまで今後伸びていく可能性があるのか、検討会の中でも議論していただきながら、必要な容量について見きわめていきたいと考えております。

◎**土居委員** 検討項目の中の幹線の帯域・機能のところでは最大1ギガまで可能となっておりますけれど、これは機能的な限界なのか、それとも、コスト的な限界なのか。

◎**山下情報政策課長** 現在使用している機械が1ギガ対応ということで、1ギガまでであれば契約を変えることによって対応できると。そこから先は、今の技術で言うと10ギガであったり、そういった機械がどんどん出てきておりますが、当時は1ギガ対応の機械が一般的でしたので、そういう機械で構成しておるということになっております。

◎**土居委員** 最初の1番のところにへき地医療ネットワークが出てきていまして、これから、中山間地域における医療、福祉等の充実を図る上でネットワークは非常に大事だと思うんですが、利用拠点のところに医療機関が出てきていないんですけど、これらは医療機関が独自で費用負担もして整備をしていくべきものなんでしょうか。

◎**山下情報政策課長** 費用負担のやり方というのは今後、検討会の中でも議論をさせていただきたいと思っているんですが、現在、40の診療所、病院がハイウェイに接続して診断をやっているところでございます。

◎土居委員 BBサービス提供事業者ほかのところに入っているということですか。

◎山下情報政策課長 209の内訳として、病院などが入っております。

◎大野委員 市町村の接続拠点とか容量の問題、あとL G W A Nとかを使っているいろんな業務ができると思います。そういう細かいところをしっかりと上げていただけるような体制をお願いしたいと思います。要請です。

◎山下情報政策課長 これまでもブロック別に回って、これまでの経緯とかそういったところを市町村の方々にも説明をさせていただいているところがございます。個別に今後の御希望なども伺っておりますので、より細かく、市町村とも連携しながら取り組んでいきたいと思います。

◎塚地委員 さまざまな検討を経て、2月にプロポーザルの報告をされ、4月には契約ということになっているんですけど、プロポーザルの契約は最終的に県がするんですけど、どこが選定するかというのは、この検討委員会の体制とはまた別のものをつくられるということですか。

◎山下情報政策課長 今回の検討会では、ハイウェイのあり方について議論をいただきたいと思っております。実際の調達に当たりましては、技術的な部分なども入っておりますので、これから検討するところではありますが、例えば、学識経験者の方であったり、一定技術的な知識のある方にメンバーに入らせていただいて、調達の審査をしていきたいというふうに考えております。

◎塚地委員 その透明性というのは結構、いろいろ指摘もされてまいりますので、しっかりやっていただきたいと、特に県側で随分と最近では情報関係の専門職の方も育ってきていただいていると思いますけれども、その部分で、どうしても業者のほうのスキルが高いということもあるので、しっかり行政側のスキルも発揮していただいて、公正な判断でよろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

#### 《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小柳警察本部長 それではお手元の資料③平成30年6月高知県議会定例会議案（条例その他）の25ページをごらんください。報第1号平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。28ページをごらんください。今議会で御報告いたしますのは、繰越明許費の補正についてでございます。事業名は交通警察費となっておりますが、具体的

には、放置駐車違反管理システムのシステム開発に要する委託費用4,147万2,000円につきまして、予算を繰り越したものでございます。詳細につきましては、会計課長から説明をさせます。私からは以上でございます。

#### 〈会計課〉

◎明神委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 それでは、平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告について説明させていただきます。お手元の資料④平成30年6月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の14ページ、繰越明許費明細書をお開きください。事業名にあります交通警察費のうち、放置駐車違反管理システムの開発委託業務については、老朽化し、サポートも切れている状況であることから、機器のリース期間満了に伴う更新に合わせてシステムの更新を図ることとして、平成29年度内の完成を目指していたものですが、システムが備えるべき機能や満たすべき性能について、受託者側において技術面の課題を解決するために多くの日数を要したため、年度内に委託業務が完成できなかったというものでございます。なお、システム完成は7月末を予定しており、現在試験を実施中であります。以上で、繰越明許費に関する説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

#### 〈報告事項〉

◎明神委員長 続いて、警察本部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は各部長、総務参事官に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小柳警察本部長 それではまず初めに、このたび発生をいたしました非違事案につきまして御報告を申し上げます。本年6月13日未明、中村警察署に勤務する警部補が飲酒運転の末に電柱等に衝突する物損事故を起こしながら、警察署に届け出することなく、その場から立ち去るという事案が発生し、同日道路交通法違反で通常逮捕したものでございます。県民の安全安心を守る立場にある警察官にあるまじき行為であり、県民の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことに対しまして深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。この非違事案につきましては、警務部長から詳しく説明をさせていただきます。

次に、高知警察署庁舎新築建築主体工事に係る入札の再公告につきまして御報告を申し

上げます。去る5月15日に行いました高知警察署新庁舎新築建築主体工事に係る1度目の入札公告後、業者に貸し出しました金抜き設計書の一部に事業費等の記載があることが判明いたしましたので、入札の公平性を確保できないとして6月5日に入札を中止いたしました。その後、6月8日に再度前期工事として分割した旧JA電算センター解体、新庁舎建築の入札公告を行っております。入札の中止に際しては県民の皆様にご迷惑をおかけするとともに、事業者の方々に御迷惑をおかけすることとなり、まことに申しわけなく思っております。今回の事案の発生を受けまして、現在県警察におきまして再発防止に努めております。また、入札中止による建築スケジュールには影響はなく、落札となれば9月議会での承認を得たいと考えておりますので、御審議方よろしくお願い申し上げます。詳細につきましては、総務参事官に説明をさせます。

次に、南国警察署及び高知東警察署の免震装置交換工事の現状等について御報告いたします。平成27年3月の東洋ゴム株式会社免震ゴムの大臣認定不適合の問題から、両署の免震装置の交換に向けた作業を行ってまいりました。問題発覚当初の平成27年6月県議会定例会総務委員会におきまして、東洋ゴム工業株式会社に対して迅速な解決要求を行うとともに、経過報告についての要請をいただいておりますので御報告をさせていただきます。南国警察署につきましては、本年9月の免震装置交換工事に向け準備工事に入ったことで、庁舎の仮使用期間が満了する本年12月末までに工事完了の見通しとなりました。また、高知東警察署につきましても、今年度中に準備工事を始められるよう、各種申請等を行ってるところであります。詳細につきましては、総務参事官に説明をさせます。

最後は警察本部生活安全部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の通常総会等の開催結果についてでございます。詳細につきましては、生活安全部長に説明をさせます。私からは以上でございます。

◎明神委員長 続いて、警察職員による酒気帯び運転及び事故不申告事案の発生について、警務部長の説明を求めます。

◎田中警務部長 それではこのたび発生いたしました非違事案につきまして御報告させていただきます。警察本部説明資料と表紙に書いてございます資料の1ページをごらんいただければと存じます。当該職員でございますけれども、中村警察署に勤務する警部補でございます。逮捕理由でございますが、平成30年6月13日午前1時50分ごろ、飲酒の上、自己の所有車両を運転中に四万十市具同田黒の市道において、電柱等に接触する物損事故を起こした後、警察に届け出すことなく車両を現場に放置し立ち去った、飲酒運転等事故不申告であります。近隣者から通報によりまして、交通事故を認知した中村警察署が事故現場に放置された車両の捜査を行い警部補が浮上いたしましたので、事情聴取した結果、本件飲酒運転等事故不申告が明らかとなったことから、同日午後零時3分、道路交通法違反の被疑者として通常逮捕したものでございます。警部補につきましては、逮捕翌日の6

月14日に釈放し任意捜査に切りかえ、現在送致に向けた所要の捜査を実施中であります。また内部処分につきましても必要かつ十分な調査を尽くした上で事実関係に基づき厳正に処分をしております。県民上げて飲酒運転の根絶に向け取り組んでいる中、現職の警察官による酒気帯び運転等の事案が発生したことは極めて遺憾でございます。今回の発原因や、問題点を解明した上で再発防止等を図ってまいりますとともに、警察活動を一層強化し、県民の皆様の信頼を回復するよう努めてまいります。以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 新聞の報道ではこの警部補はそれ以前に同僚と飲酒をしていたという記事を目にしたと思うんですけども、そのあたりの調査はどんなふうになっているのか。

◎原田警務部参事官兼首席監察官 同僚と飲酒していたことは事実でございます。ただ、今回の飲酒運転に関しましては、同僚と別れた後の事案でございます。同僚については関係ないことがわかっております。

◎塚地委員 別れた後という評価がどういうものになるかなんですけれども、一緒に飲んでいた場所に車で行ってたということになれば、当然、一緒に飲んでいた人たちは処分の対象になるというのが普通の考え方じゃないかと思うんですけど、そこらあたりの事実関係はどうなっているのか。

◎原田警務部参事官兼首席監察官 飲酒した場所が本人の官舎でございます。車につきましては本人の車でございます。1名は官舎でない人間もおりますが、その者についてはタクシーで帰宅をしております。3人が別れた後に車を使用したということで、本人が一旦自室のほうに帰った後に、ほかの者が知らないうちにやったということでございます。

◎塚地委員 大変残念な事例です。飲酒運転の撲滅ということが最大の課題ですし、しかもそれを取り締まる側の犯罪ですので、しっかり重く受けとめていただいて対応していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知警察署庁舎新築建築主体工事に係る入札再公告について及び南国警察署及び高知東警察署の免震装置交換工事の現状等について、総務参事官の説明を求めます。

◎山崎総務参事官 初めに、高知警察署庁舎新築建築主体工事に係る入札再公告について御報告いたします。説明資料の2ページをごらんください。

まずは経緯から説明させていただきます。高知警察署庁舎新築建築主体工事につきましては、旧J A電算センター解体、新庁舎建築、現庁舎解体、駐車場整備までを一括工事とした5月15日の入札公告後、金抜き設計書や図面などの業者貸し出しを開始しました。5月18日、金抜き設計書に事業費などの記載があるとの情報提供を受けまして回収して確認したところ、一部業者に配布した金抜き設計書に事業費などの記載があることが判明し、入札の公平性を確保することが困難になりましたので、6月5日付けで入札を中止し、そ

の中止公告において一部業者が知り得た事業費などの金額を公表いたしました。そして、旧JA電算センター解体と新庁舎建築を前期工事、現庁舎解体と駐車場整備を後期工事として分割し、6月8日、前期工事を、新たな高知警察署庁舎新築建築主体工事として入札公告を行っております。

今後の予定であります。新たに行った入札は7月2日が参加申請期限、7月13日から18日までが電子入札登録期間、そして、7月20日の開札を予定しています。建築スケジュールは資料記載のとおり、平成34年2月開所を含め、これまでの計画と変更はございません。

最後に、再発防止について説明させていただきます。今回の原因は担当者の原本取り違いによる複写ミスにあわせまして、貸し出し時など都度の機会において確認行為が一切なされなかったことであり、これまで決裁を求めていなかった事務処理の中で発生いたしましたので、まずは、人為的ミスを排除する体制の構築に努めてまいります。具体的には全ての入札において金抜き設計書なども決裁を要する手続に改めるとともに、貸し出し資料は複写を禁止して、都度データから印字することとします。また、担当者における確認の徹底に加え幹部立ち会いによる確認の上、封筒へ入れての封印、さらに、貸し出し時の内容物確認の際にも最終確認をいたします。また、会計事務に従事する職員への指導、教養の充実強化を図るとともに、部門を問わず契約事務に携わる職員を対象とした研修会を実施するなど、県警を上げて公金取り扱い意識のさらなる向上に努めてまいります。

次に、南国警察署及び高知東警察署の免震装置交換工事の現状などについて御報告いたします。説明資料3ページをごらんください。

まずは、これまでの経緯から簡単に説明させていただきます。平成27年3月に東洋ゴム工業株式会社製の免震装置について、大臣認定不適合が発表されました。同社の免震装置32個を使用した高知東警察署は既に供用を開始しており、また、当時建設中であった南国警察署には28個の免震装置が取り付けられた上、躯体部分の工事が進行しておりました。国土交通省より当該ゴムが使用された物件の安全性が示され、また、県警で行った安全性検証においても、設計基準を満たしていることが確認されましたので、南国警察署にあっては、平成27年12月から3年間庁舎の仮使用許可を受け、供用を開始しました。問題発覚後、免震装置の早期交換に向け、県警、設計業者、施工業者、東洋ゴム工業株式会社との4者での協議、検討を行い、交換費用は、東洋ゴム工業株式会社の負担とすることなどを含め合意書を取り交わし、仮使用の期限が定められた南国警察署の交換工事を優先することを決定しました。

次に、現状などについて説明いたします。南国警察署は本年9月の交換工事を予定しており、現在工事に向けた準備として、設備のもりかえ、つまり、電気や水道などの配線や配管の移設であります。それと、免震装置の製造を行っております。今後は躯体の補強工事



やジャッキの設置作業を行った上で、9月には油圧式ジャッキで躯体を持ち上げた状態での交換工事を行う予定であります。

一方、高知東警察署は現在高知市役所建築指導課への交換工事の届け出に必要な、免震構造に係る大臣認定の取得申請中であります。正式な工事契約前ではございますが、免震ゴムの発注に合わせて、7月中には装置搬入口の工事を開始して、その後、設備のもりかえ、躯体補強、ジャッキ設置などを平成31年3月まで行い、4月中旬から5月にかけて、免震装置交換工事、6月には全ての工事を完了させる方向で調整しております。資料に記載しております6月中の工事契約締結には若干のおくれが生じておりますが、今後も県警としては一刻も早く完全な警察庁舎を回復すべく、関係先への要請を継続してまいります。私からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 入札の問題なんですけれども、起こった原因として、最大のものは何とお考えですか。どういうところにあると思いますか。

◎山崎総務参事官 担当者が金抜きの実施設計書と事後公表用の金入りの実施設計書を作成して、両方を同時に保管しておりました。入札公告に合わせた金抜き設計書などの準備段階におきまして、事後公表用の金額などの入った設計書の原本を誤って使用して金抜き設計書を作成して、これらが確認されないまま、業者に貸し出しを行ったということでございまして、今回のミスは決裁の過程で見過ごされたものではなくて、決裁までは求めている事務処理の中で発生したものでございます。確認さえすれば防止ができた人為的なミスでございます。そのような重要な確認行為に注意を払うことができなかったことが大きな原因であると思っております。大変反省しております。

◎大野委員 1番大事なところは組織としてそういった体制がどうかというところだと思うんです。年々思うのは、個人に責任が物すごくいってしまって、組織で物事を考える力が低下しているじゃないかなというところがあるんです。再発防止策というのを三点ほど見せていただきましたけども、人的ミスを排除する体制構築というのは第1番目にありましたので、そこら辺はしっかりとお願いしておきたいと思っております。

◎塚地委員 再発防止もすごい大事なことだと思うんで取り組みをしっかりとっていただきたいと思っておりますけれど、この金入り設計書を受け取った業者というのはどれくらいあるんですか。

◎山崎総務参事官 複数の業者に貸し出しをしております。

◎塚地委員 複数とは二つということですか。

◎山崎総務参事官 もう少し。

◎塚地委員 二業者よりもう少しある。それで、結構回収に時間を要しているなど思ったんですけど、発覚後、18日から23日、そんなにたくさんの業者じゃないので、どういう

状況だったのかな。即対応、即回収という感じにちょっと見えないんですけども。

◎山崎総務参事官 この件は18日に発覚しまして、県内だけではございませんで、遠距離のところもございましたので、連絡とか、送ってもらうという作業もありまして、時間がちょっとかかったというところがございます。

◎塚地委員 郵送途中だったので行き着くまでに時間がかかって、戻すのに時間がかかったということですか。

◎山崎総務参事官 郵送の分もあったというふうに聞いていますので、少し期間がかかってしまったというところがございます。

◎塚地委員 ある意味前代未聞なんですよね。金入り設計書をそのまま渡すというのは基本中の基本の誤りで、それに対する迅速な対応というのは、信頼回復の上でも大事なことだったと思うので、いろんな諸事情があって、わざわざおくらしたわけじゃないんだということだと思うんですけど、そこらあたりの後の対応というのはすごく大事だったと思うので、ちょっと日程的に気になったので、お尋ねしました。それで、今後の対応をどうするかということで、既に入札の金額は出しているの、やり方を変えるという御説明だったんですけど、具体的にどのような入札の変更になったのか、詳しく教えてください。

◎山崎総務参事官 当初は四つの工事、旧のJ Aの電算センター解体、新庁舎建築、現庁舎の解体、駐車場の整備を一つの工事として入札公告を行ったわけですが、今回の不手際によりまして、そのままではできないということの判断に至りまして、県とも協議を加え、前期工事、後期工事と二つに分けるのがベストであるということに至りました。それで、前期工事として、旧のJ A電算センターの解体と新庁舎の建築、後期工事として、今の庁舎の解体と駐車場整備に分けた次第でございます。

◎塚地委員 一体的にやる積算価格と分けることによって一定の差額が生じると思うんですけども、そこをどういうふうに解消するかというお話も伺ってたんですけど、詳しく教えてください。

◎山崎総務参事官 現時点での新たな予算措置は不要なんですけども、前期後期に分けることによって一般管理費などの増加が予想されます、それで、県民の皆様への負担がふえないように県警で行う全ての事業、また、前期工事に引き続いて行います後期工事のほか、予算措置を必要とします今の高知署の別館の改修工事、新庁舎移転に伴う物品の購入、移転に係る諸費用など、全体事業の中で県警として努力をして増加に見合う事業費の削減を図っていきたいと考えております。

◎塚地委員 税金でそのミスの分を負担するわけにはいかないという考え方は正しいと思うんです。そこはそうようにしていただく中で、ただ今の金額は現場で必要なものを積み上げてきた結果なんですよね。そこで何のグレードを落とせるかというところは、やはり

現場に負担がかからないところで削減していただくようにしないと本末転倒にもなるということがあるので、そこは思い切った削減の負担が現場にかからないような形で努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎上田（周）委員 一点だけ確認させてください。南国警察署と高知東警察署の免震装置の交換ですが、本庁もそうだったんですが、結構高度な技術を要すると思うんですよ。全国的に幾つも業者はないと思うんですが、業務をしながらジャッキで上げて工事をするんですよ。その辺の確認を。

◎山崎総務参事官 高知東警察署は既に供用が開始されていた後に、今回の件が判明したと。南国警察署は一部工事も始まっていたという状況でございます。

◎上田（周）委員 通常の業務を行いながら、地下の見えないところで工事を続けていくという理解でよろしいですか。

◎山崎総務参事官 そのとおりでございます。その部分が非常に大事なので、安全性を十分確保した設計をしていただいて、交換をやっていくという形になります。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎依岡生活安全部長 それでは、平成30年度の審議会等の開催結果について御説明をさせていただきます。お配りしております高知県警察本部説明資料の審議会等という赤色のインデックスが張りつけられましたページをお開きいただきたいと思います。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の定例理事会が平成30年5月15日、通常総会が平成30年5月31日に、それぞれ高知会館において開催されました。定例理事会の出席者は高知県防犯協会会長岡崎誠也高知市長などでございまして、平成29年度事業報告及び収支決算書の承認について、総会決議案等について、役員改選についてなどが審議され、全て可決承認となっております。また、通常総会出席者は高知県防犯協会会長岡崎誠也高知市長など約40名でありまして、第1号議案平成29年度事業報告及び収支決算について、第2号議案平成30年度正会員の会費について、第3号議案平成30年度事業計画案及び収支予算案について、第4号議案役員改選について、第5号議案定款変更について、第6号議案総会決議案についてがそれぞれ審議されまして、全て全会一致で可決承認となりまして、総会議案等に関する質疑事項はございませんでした。審議会等についての説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

（なし）

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。



をさせていただきます。次に、高知県図書館振興計画の策定についてでございます。オーテピア高知図書館の開館に合わせまして、市町村立図書館を含む県内全域の図書館振興を図ることを目的に策定する計画につきまして、生涯学習課から説明をさせていただきます。次に、非強制徴収債権の放棄についてでございます。平成29年度に高知県債権管理条例に基づく債権放棄を行いました高知県同和奨学資金の戻入金に係る債権につきまして、人権教育課から説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を6月に、高知県いじめ問題調査委員会を4月、5月及び6月にそれぞれ開催いたしております。各審議会の審議項目につきましては、資料のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 次に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 それでは、総務委員会資料報告事項を御準備ください。赤色のインデックス、小中学校課をお開きください。3件の教職員による不祥事の事案がございました。大変申しわけございません。それぞれの事案につきまして御説明させていただきます。

まず、1点目の事案は覚せい剤取締法違反で逮捕された安田町立安田小学校教諭市川唯、男性36歳に対して免職の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして御説明させていただきます。平成30年5月24日木曜日午前5時ごろ、同教諭は室戸市の自宅において京都府警の警察署員から家宅捜索を受けました。その時、同教諭が受けた尿検査の結果から覚醒剤の陽性反応があらわれました。その後、同教諭は警察車両にて高知東警察署に移動し、取り調べを受けるとともに、再度覚醒剤使用についての精密な検査を受け、午後1時30分ごろ、同警察署内において、覚せい剤取締法違反の容疑で緊急逮捕されました。同教諭は平成24年の夏ごろから、友人からの誘いで危険ドラッグを使用したことがあり、その際、頭がすっきりし、嫌なことも忘れられるという感覚を味わいました。このことをきっかけに薬物に興味を持ち、平成25年12月ごろインターネットの掲示板にある薬物に関する書き込みを調べ、覚醒剤らしき物を販売している人間にメールで連絡をとり、指定された場所で直接販売人から覚醒剤を購入しました。このようにして購入した覚醒剤を平成25年12月ごろから逮捕される直前までの約4年半にわたって使用しておりました。同教諭は主に金曜日の夜や土曜日の朝、家族に知られることがないように自分の部屋や自家用車の車内において覚醒剤を使用していました。同教諭は5月24日木曜日に逮捕され、京都府向日町警察署で取り調べを受けていましたが、検察庁の拘留請求が京都地方裁判所から却下されたため、2日後の5月26日土曜日に保釈されました。その後、5月28日月曜日に安田小学校へ向日町警察署から同教諭を保釈したとの連絡が入りました。報告を受けました小中学校

課の人事担当者がすぐさま同教諭の身柄が預けられた兵庫県の実家に駆けつけ、直接、同教諭から、事実関係を聞き取りました。国や県としては、国民や県民の安心安全な生活を保障するため、覚醒剤を含めた薬物乱用の防止が急務とされており、学校を含め教育機関においてもその防止に重点的に取り組んでいるところです。そのような中で発覚した同教諭の行為は、高い倫理感が求められる教員の基本的資質に欠けるものであって、県民の公教育に対する社会的信用を著しく失墜させるものです。このため、平成30年5月30日付で同教諭に免職の懲戒処分を行いました。

次に、2ページをお開きください。2点目の事案は、体罰を行った公立小学校講師でございます。男性20歳代に対して減給の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして御説明させていただきます。同講師は平成30年5月23日水曜日の3校時の合同体育の授業中に児童を座らせる際、全体が騒がしかったので静かにするよう注意をしました。しかし、注意をしたにもかかわらず、一番前に座っていた6年生男子児童が隣の児童と話をしていたため、同講師は同児童の腕をつかんでその場に立たせ、同児童に対して列から出ていくよう言いました。同児童がその指示に従わなかったため、同講師は感情的になり、同児童の右手をとって自分のほうに引き寄せ、そして、両手で同児童の肩を突き飛ばしました。同児童は後方に2回ほど回転し、右手首が反り返った形になりました。同児童はすぐに立ち上がり並んでいた列に戻りましたが、同講師は同児童に対して授業を受けず見学するようにと指示をして授業を再開しました。しかし、同講師は同児童に対してけがの確認や声をかけるなどの対応を行っていませんでした。同児童は帰宅後右手首の痛みがとまらず、右手の腫れも見られたため、翌日の5月24日木曜日、母親と病院に行き、受診したところ、剥離骨折全治二、三週間程度と診断を受けました。そして同児童は、同講師に会いたくないことを理由に、5月28日月曜日から6月1日金曜日までの5日間登校できない状況が続きました。同講師の行った行為は、学校教育法で禁止されている体罰に当たり、児童の健康安全を率先して守るべき教育公務員がこのような行為に及ぶことは決して許されるものではありません。また、教育公務員としての信用を著しく失墜させるものです。このため、平成30年6月7日付で、同講師に減給10分の1、3カ月の懲戒処分を行いました。なお、県教育委員会は、同講師から退職願が出されたため、同日付で受理したこともあわせて御報告いたします。

続きまして、3ページをごらんください。3件目の事案は元校長による横領の事案を知り得ていながら、教育委員会への報告を怠っていた高知市立城東中学校長藤崎元司男性56歳に対して減給の懲戒処分を、高知市立昭和小学校長伊藤浩明男性56歳に対して戒告の懲戒処分を行いました。概要につきまして御説明させていただきます。藤崎校長は、当時高知県管理職教員組合、以下は「高管教」という表現をさせていただきます。この、書記長の立場にあった平成28年8月に当時の組合長から「高管教」の役員を務めていた元小学校

長が「高管教」が管理していた口座約4,800万円を横領していた事実及び「高管教」としてその元校長に返済を求めていることについての報告を受けました。藤崎校長は平成29年6月に高管教組合長に就任して以降、前組合長の方針を引き継ぎ、横領を行った元校長に対して返済を求めてきました。平成30年3月26日に県教育委員会へ元校長の退職金の差し押さえについての報告を行うまでの約1年7カ月の間、職員団体への補填を優先させ、県教育委員会への報告を行っていませんでした。伊藤校長は平成29年6月に「高管教」の書記長に就任し、藤崎校長から「高管教」の役員を務めていた元小学校長が約4,800万円を横領していた事実及び「高管教」としてその元校長に返済を求めていることについての報告を受けました。その後、伊藤校長は藤崎校長とともに横領を行った元校長に対して返済を求めてきました。伊藤校長も職員団体への補填を優先させ、約9カ月の間、県教育委員会への報告を行っていませんでした。藤崎、伊藤両校長においては、本来であれば、すぐさま警察への通報や教育委員会への報告を行う必要がありますが、長期間にわたり通報や報告を行っておらず、このことは、悪質な行為を看過したということであり、結果的に横領という犯罪を行っているであろう教員を長期間児童や保護者の前に立たせ続けることになりました。このことは、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものです。このため、平成30年6月7日付で、藤崎校長には減給10分の1、1カ月、伊藤校長には戒告の懲戒処分を行いました。

次に、4ページをお開きください。役員でありました他の管理職20名は、平成29年2月と12月、平成30年2月に開催された役員会等において、組合長から横領の事実の説明を受けていました。その際、管理職20名は高管教幹部に対して通報や報告が必要であると進言をしておりましたが、その後の対応について、高管教幹部に確認することや、みずから教育委員会へ報告することなどを行っていませんでした。このことで事案の発覚がおくれたものであり、服務監督権者である当該市町村教育委員会において嚴重注意や文書注意の措置が行われました。また、当時の組合長は、平成28年3月以降に直接、元校長から横領の事実を確認し、「高管教」に返済させるための公正証書を元校長との間で取り交わし、職員団体への補填を優先させることを決めました。このことで長期間にわたって通報や報告が行われず県教育委員会としましては、当時の組合長のこれらの行為は藤崎校長よりも重いものであると判断し、既に退職している当時の組合長に対して、減給10分の1、3カ月相当額を自主返納するよう要請しました。当時の組合長からは、県教育委員会に対して、6月19日付で減額相当額が返納されております。以上が事案の概要となります。

このたび不祥事が続発したことにつきまして、私どももこれまでの取り組みを再度チェックするとともに、綱紀粛正のより一層の徹底を図っていかなければならないと考えております。また、不祥事の続発により、前回の総合教育会議において、教職員の不祥事の発生防止に向けた取り組みを議題として協議がなされ、県教育委員会事務局に対して、教職

員の不祥事が発生する背景や原因を分析し、問題の本質を踏まえた抜本的な対策を講じること、管理職の人材育成や登用システムのあり方について検討を深めることなどの御意見をいただいております。今後、このこともしっかりと踏まえて、不祥事の再発防止に対する取り組みの徹底について、早急に検討し実施してまいります。以上で説明終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 最初の覚醒剤の問題ですが、反社会性の極めて強い行為というのは本当にこれは重たい犯罪だと思います。この先生は、4年半ぐらい使用していたという説明があったのですが、教員として採用されたのはいつなんですか。

◎黒瀬小中学校課長 本県の正員として採用されたのは、平成29年4月1日でございます。しかし、その前に臨時教員として本県で3年間務めております。初めて本県に臨時教員で採用となりましたのが平成26年4月2日、その後、東部管内の小学校を中心に3年で3校臨時教員をやっております。

◎上田（周）委員 平成26年4月2日ですから、それ以前から月に数回使用されていたということで、ちょっと聞きたいのは学校ですから同僚の先生、周囲は気がつかなかったのか、その辺は検証されてないですか。

◎黒瀬小中学校課長 学校の校長、関係する職員から聞き取りもしましたけれども、学校の中ではおかしい行動ということは見られなかったということです。むしろ、授業に熱心に取り組んで、授業改善を行ったり、子供と一緒によく遊んだりということで、子供からの人気も非常に高い教員だったと聞いております。

◎上田（周）委員 結構こういった問題引きずるんですよ。先生が生徒からも慕われて、表面上真面目にやっているように見えるけど、仕事の多忙で悩んでいたとか、薬物に手を染めたという背景は何かあると思います。それを早急に分析していただいて、今後につなげていただきたいと思います。

◎黒岩委員 「高管教」の処分の件ですが、処分内容については適切という判断をされているんですか。

◎黒瀬小中学校課長 そのように判断しております。

◎黒岩委員 規定があって、それにはまる形ということですか。

◎黒瀬小中学校課長 そうでございます。

◎黒岩委員 本会議の三石議員の質問で教育長が県内外から大変な批判等々、御指摘もいただいているという答弁をされましたけども、どのような批判、指摘があるのか、具体的に教えていただけますか。

◎黒瀬小中学校課長 県外では大阪とか東京からも、厳しい御意見をいただきました。まず、横領した校長に対しては、これはもう論外であるということで、厳しく御指摘されましたけれども、もう一つはわかっていながら報告をしなかった人たちの行為が非常によく



わからないと。一般常識を考えても、そのようなことを行っている人を教育現場にそのままいさせるという考え方が理解できない。そういうところをきちんともう1回社会性の育成というところも含めて、高知県としてしっかりやったほうがいいというような厳しい御意見をいただいています。

◎黒岩委員　そういう意味からして、「高管教」としてしっかり県民に対して説明責任を果たすべきじゃないかというふうに申し入れを行っているという教育長の答弁もあったんですが、現状はどうですか。

◎黒瀬小中学校課長　この事案が発覚したときに「高管教」の現在の組合長と書記長と面談をさせていただきまして、教育長が申し上げたとおり申し入れを行いました。「高管教」の組織として、きちんと県民に対して申し開きをするべきではないかという話も私からお伝えしておりますけれども、4,800万円の横領事案の後は、なぜ横領したのかという会見は組合として開いておりますが、幹部職員が懲戒処分を受けた後については、組合のほうから、全く説明が県民になされていないですので、それにつきましては、教育長が述べたとおり、やはり説明責任があるものだと考えております。

◎黒岩委員　説明責任に対してどんな反応なんですか。

◎黒瀬小中学校課長　組合から、具体的にいつこういうふうにやりたいという動きがあるということは、報告を受けておりません。

◎弘田委員　覚醒剤の問題なんですけれども、採用前からやっていたということは大きな問題だと思います。余りにも子供たちへの影響が大き過ぎると思うんです。人権の問題がいろいろあるかもしれませんが、採用のときに例えば尿検査をすとか、親の立場で見れば、覚醒剤中毒の先生が教壇に立って教えてもらうことはありえないことだと思うんです。きちんと調べてこれからの対策を行うということと、総務部のときも言ったんですけど、もともと行政は性善説に立って悪いことはしないとあったところからスタートしているんですけど、その常識が通用しない時代になってきたのではないかと感じますね。ですから、その辺は十分注意してやっていただきたいと思います。

それから、公立学校長の横領にかかわる分ですが、これも生徒の前に立つわけですし、校長先生は教員を指導する立場がありますから、そういった立場の人がそんなことに手を染めてしまう、悪いことがわかっているけど、それをきちんと報告しないとかほかのところが何も知らないうちにしまいをつけてしまおうとか、そういったこと自体がおかしいと思います。横領の問題についても「高管教」の中の事務ですから、直接県の公金とは関係ないかもしれませんが、何かうがった見方をすれば組合の仲間を守るためにこういったことを続けたのではないかというふうにもとれるわけです。ですから、十分反省していただいて、自分たちが生徒の前に立って規範を見せないといけないという立場を十分わきまえておいてもらいたい。処分の重さ軽さについては黒岩委員が言われたように、私も少し軽

いのではないかと思うんですけど、これまでの事例と比べてのことですからこれ以上は言いませんけれど、ぜひこういったことが発生しないように原因を究明して、きちんと処理をしていただきたいというふうに思います。

◎**浜田（英）委員** 覚醒剤事件については、人気のある先生ただだけに生徒への影響力は大きいと。県教育委員会はすかさずそこでスクールカウンセラーを出してメンタルケアをやった。これは非常に対応はよかったと思いますよ。やはりショックを受けて、何名か休まれた、熱が出たという子供もおられたということなんですが、後を引いてないですか。現在、子供たちはおさまっている状態ですか。

◎**黒瀬小中学校課長** 次の日からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが1週間常駐して、その後、何回か入っていただきました。6年生を中心に3名が少し体調を崩すという状態が見られましたが、その後特に何もなく、現在は皆学校に来て授業も受けておると聞いております。

◎**浜田（英）委員** 「高管教」の問題ですけれども、これは、ほかの刑事事件とかそういうことで、今、捜査は始まっているんですか

◎**黒瀬小中学校課長** 直接警察からお聞きしたわけじゃないですけれども、関係者を通じて何回か警察の取り調べを受けているというふうには聞いております。

◎**浜田（英）委員** 警察も一定そこら辺認定して捜査に入っているという認識でよろしいですか。

◎**黒瀬小中学校課長** そのように思いますが、我々が出しました告発状を受理しましたという御報告はまだ警察のほうからはいただいておりません。

◎**浜田（英）委員** 告発状は要件が整ったら大抵受理するのは当たり前ですから、多分受理したんだろうと思いますが。

◎**黒瀬小中学校課長** 受理をされるときには我々のほうに御連絡いただくということになっておりますが、まだ受理をされてないというふうに思います。

◎**土居委員** 先ほど来話が出ています横領に関する処分ですけど、いろんな方々から反響、御意見があると。その内容も至極当然の内容でありますし、先ほどの教育委員会のお答えも当然だと思います。その中でまだ具体的な対応もないというような状況で、本当に御自分の立場というのがわかってらっしゃるのかなというように思っております。横領という極めて違法性の強いことをふたをして水面下で処理しようとしたということなんですけれど、校長、教頭と言いましたら、公教育のかなめでございます。処分の概要にも、高い倫理感が求められる教員であるとか、規範意識を高揚させるべきとか、いろいろありますけれど、こういったことも率先垂範していくべき立場の方ですので、こういう方々が適切な対応をとっていただかないと、これから後の方々、高知県の教育の信頼性といったことにも大きくかかわってくる問題だと思っております。逆に言えば、この問題をこのまま

で終わらせられるのか。子供に対して悪いことをしたら謝りなさいと教えていく立場の方ですので、この状況ではまさに管理能力がないということですから。そういった方々が管理職としてその立場にとどまり続けることの違和感を強く感じますので、その点を意見として申し上げておきたいと思います。

◎塚地委員 関連で、今、土居委員がおっしゃったことはだれが聞いても当然なことだと思うんですね。この間、県教育委員会はチーム学校、校長のリーダーシップということをやっと言い続けて、そのもとで管理職登用をしてきた。それが集団的にこういう対応をしているということの反省は物すごく大きいと思うんです。どういう目線で登用してきたのかということをも根本的に問われる問題になるんじゃないかと。先ほど教育委員のほうからも、原因の徹底分析も含めて登用のあり方も本質的に見直すべきじゃないかという御意見が出て、これを鋭意やっていくというお話だったんですけど、今後、例えばどのような部署で議論がされていくのか、どのような人たちの意見を聞きながら進めていくのか。

◎黒瀬小中学校課長 登用についての所管課、教職員・福利課となっておりますが、当然ながら、人事を担当しております小中学校課及び高等学校課、さらには教育政策課がこれからの登用ということについて検討を進めてまいります。先ほど委員おっしゃっていただきましたように、総合教育会議の中でも、なるべき人が教頭にきちんとなって、教頭になった人が校長職としての資質とか能力が教頭時代にきちんと備わって行って、そして校長になっていく、いわゆるキャリアパスのあり方をしっかり今後構築していく必要があるだろうという御意見をいただいておりますので、その部分を具体的にどういうふうに進めていくか早急に検討してまいりたいと思っております。

◎塚地委員 教育委員会事務局のある意味内部だと私は思っていて、やはりその内部検討だけでいいのかということが問われてくると思うんです。そこは客観的な目線をちゃんと入れて登用のあり方を検証していくということにしていかないと、本質的なところにメスが入るのかということも出てこようと思うので、高知県教育委員会としては、本当に重大事態という受けとめで、どう改善するのかというところを、外部委員の意見も聞いていく、教育の専門家、例えば大学の先生なり、弁護士なり、私はある意味、教職員組合の管理職の問題なので、管理職ではない教職員組合の方々の意見もきちんと聞いた上で対応していくという形をとっていかないと、底をついた議論にならないのではないかと思います。

◎伊藤教育長 今、塚地委員の言われたとおりだと思っております。まだ具体的にということではないですけど、他県の先進事例であったり、そういった研究をされている方については御意見をしっかりと伺っていきたくて。原因を追求してという不祥事の発生部分もありますし、キャリアパスの部分についても広く研究を重ねて、よりよい登用システムであったり、研修システムを考え、検討を進めていかないといけないと思っております。

で、そういった形で皆さんからお話も聞きながら、しっかりとつくり上げていきたいというふうに思っています。

◎塚地委員 ぜひよろしくをお願いします。学校の中で起こった問題を隠蔽するということが今回の問題とは共通しているように思うんですね。そのような体質そのものを根本的に変えていくということの大きな、大変つらいけれども財産にしなくてはいけないことだと思いますので、よろしく願いいたします。

◎浜田（豪）委員 関連して、2人の懲戒処分を受けた職員、そして、役員だった他の管理職の人たち、これはみずから教育委員会に報告しない。そして、職員団体への補填を優先させるところがあるのですが、最初の2人はある種仕方ないのかもしれませんが、関連の役員も進言をしておきながら、なぜ教育委員会に言わなかったのか、また言えなかったのか、それはどのように考えておられますでしょうか。

◎黒瀬小中学校課長 他の役員につきましては、それぞれが3回ぐらい組合長から説明があり、そのうち1回しか聞いてない者もあれば、2回聞いている者もいる、さまざまでございます。その中で20名からきちんと聞き取り調査をして、最後には文書報告もさせました。皆さんやはり幹部に対してきちんとやるべきだと、まずは警察に言うべきだろうし、告訴するべきだろう、さらにはきちんと教育委員会に報告すべきだという御意見が多数出た。そういう雰囲気の中で、幹部2人はやってくれるだろう。当然、我々がこれだけ意見を言っているのだから、きちんと動いてくれるだろうというふうにみんな思っていた。そういうふうに思って何もしなかった自分たちが悪かったですという報告が上がってきております。ですから、その雰囲気の中では、多分、これだけ言ったのだから幹部として動いてくれるだろうという認識のもとにそれを任せてしまったということだと思います。

◎浜田（豪）委員 見方は二つあると思って、学校の中でいじめを見て、自分が言わなくても、誰かがいじめをとめるだろうと、言わないみたいな状況が一つと、それともう一つ大きいのがなぜこのように「高管教」を守ろうとしたのか。その奥には、「高管教」を守ることによって、自分のキャリアアップといいますか、当然その組合をつくるということは、組合の中にある利益というものがあるわけなんでしょうけれど、それが非常にこの方々この後の出世というものを考えたときに、外にばれないようにお金を何とか工面して守り抜けば、これまでどおり、そういった自分の出世につながるためにこの組織を守ろうとしたのではないかというふうに私は思うわけですが、実際、「高管教」にいれば、これを守れば職につけるといようなことがあるのかなのか、そういったことが影響しておるのでしょうか。あえて、聞かせていただきたいんですけれど。

◎黒瀬小中学校課長 組合の中でどういう話がされて、そういう推薦があるかないかというのは、正直、承知しておりません。我々高知県教育委員会は、最終、採用したり登用し

たりする権限を有しておりますので、そこの部分につきましては、当然ながら、市町村の教育委員会は学校現場の意見を吸い上げてきますので、学校現場の意見を吸い上げた市町村の意見に基づいて、当然それだけじゃなくて、いろんな面からも調べるんですけども、市町村教育委員会からの意見も一つの材料として、採用や登用を行っております。市町村教育委員会から我々に出してくる意見については、当然、公正公平なものではないとだめだというふうに思っておりますし、そのようになされているんじゃないかなと考えております。

◎**浜田（豪）委員** 大事なことだと思うのは、要はその組織に好きで入っている人ばかりでないと思うんです。これまでの流れ上、入らざるを得なかったと、そういう流れで入った方にとっても失礼な話であって、この組織を守るといことがこの人たちの大事な出世といいますか、今後の教頭であったり校長になるための一つのステップのためにあるのであれば非常におかしな話ですし、やはり一般の普通の組織のことではなくて本当に学校の先生として頑張っておられる方にとっても、この組織を維持することが大切なわけじゃなくて、本来の目的のためであってほしいので、例えば先ほど申し上げた採用の件であったり、本当はないと思いますが、特にこれからはそういったことがないように、人物本位の面で選んでいただければなと思うのが一つ要請であります。

それと、公立小学校の体罰の件なんですけれども、体罰したのも言語道断といいますか、当然のことですけれども、逆に言うと、こういったどうしても言うこと聞かないという場合に、この講師は怒ってやられたと。でも、こういったことはあると思うんですけれども、こういったことがほかに起きないように、このような場合の想定というのは、教育委員会で指導などはされておるのでしょうか。

◎**黒瀬小中学校課長** 体罰にかかわらず、先生方に対しても、アンガーマネジメントといいますか、やはり人間ですので、腹が立ってしまうということもございますから、そこら辺をきちんと自分で調整できるような研修もやっております。さらには、やはり1番大事なのは管理職が日々、業務をする教員をしっかりと見て、どういう精神状態であるのか、どういうような面持ちで子供と向き合っているのかということをきちんと把握した上で適切な指導していくということがあれば、こういうことも防げたんじゃないかなと思っておりますので、今後、そういったところもきちんと管理職のほうにも伝えて、教員への指導の徹底を図っていきたいと思っております。

◎**浜田（豪）委員** 極力、こういうところから学んで、今後ないようにしていただきたいということを申し上げておきます。

◎**浜田（英）委員** 「高管教」のことでまた申し上げますが、皆さん方が持ち寄ったお金で運営するということから構わないようなものですが、延命措置みたいにして退職金をあてにして、それで穴埋めしようという考え方は公金になりますのでだめなことで

あります。だからこの際大変きついことを言うようですけれども、こういう組織であつてもこんなに大きな迷惑を県民にかけている以上は、私がもし長の立場だったら一旦解散をします。解散をするという意味にならない場合、県教育委員会としては解散を促すということとはできないのですか。

◎黒瀬小中学校課長 こうあるべきではないかという意見は申し上げることはできると思いますけれども、組合活動についての労使の関係というところもありますので、そこら辺について命令という形では難しいのかなと考えております。

◎浜田（英）委員 どうなんでしょうね。ここは解散をして心機一転出直すという形がふさわしいのかなとは思いますが、ぜひ、そういう方向になっていただけたらいいなと思います。

◎塚地委員 先ほど県教育委員会が告発状を出されて、まだ受理されていないという話だったんですけど、その告発状は県教育委員会が出された。本来でしたら、「高管教」の被害を受けておられる人たちが告発状を出すというのが通常じゃないかと思うんですけど、そこは、どうしてそういう状況になっているのか。

◎伊藤教育長 「高管教」のほうも被害届を出す、告発をするというお話がありましたけれども、私が教育長に就任してすぐの話でしたけれども、それを、私どもが知ってお願いしますで任せっきりにすることが教育委員会としていいのかということ考えたときに、我々は我々でできる範囲で、やはりそういう不正を知った教育委員会としては対処しなければならぬということで、「高管教」の動きは別にして、教育委員会としてしっかり調べて、それに基づいて、告発状の提出をしたということですので、告発状について「高管教」と調整をしたとかお話をしたということとはございません。ただ、向こう側の姿勢としても、そういったことをする予定だというお話は何っておったという状況です。

◎塚地委員 現状で「高管教」は告発をしているんですか。

◎黒瀬小中学校課長 警察への相談はされていたと思います。現状、正式に告発したという事は聞いておりません。

◎塚地委員 そこが曖昧だと思うんですよね。みんなから集めた4,800万円のお金をどのように使ったのか、そういうこともきちんと明らかにしないと、新たなスタートにはならないと思うので、その曖昧さを残すと「高管教」の信頼回復は到底できないと思うし、現職の校長先生方の信頼回復というのもできないと思うので、そこは厳しい対応をすべきだという声が県民からはあるということは、ぜひそちらからもお伝えしていただきたいなと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」策定に係る中間とりまとめの概要について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監(再編振興担当)兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」策定に係る中間取りまとめの概要について御説明させていただきいただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスの1ページをお開きください。

1 ページ目の県立高等学校再編振興計画後期実施計画(平成31年度から平成35年度)中間取りまとめ(5月策定)のポンチ絵から御説明いたします。県立高等学校再編振興計画は平成26年10月に策定され、平成26年度から30年度までの前期実施計画による学校の統合や学科改編を進め、教育内容の充実や施設整備を実施しています。現在、平成31年度から5カ年にわたる後期実施計画を作成中であり、5月に中間取りまとめの決定公表を行ったところです。なお、中間取りまとめの冊子は赤の審議会等のインデックスの次のページから添付しています。基本的な考え方はポンチ絵の1ページの左上にありますように、生徒数の一層の減少や南海トラフ地震への対応といった大変厳しい社会環境においても、高等学校教育における質的向上、安心安全な教育環境を実現していくということです。教育委員会協議会での協議経過は資料の右上にもありますが、東部、北部、中部、高吾、幡多と5地域で地域会を開催し、地域の意見を聞きながら、また、全体会も含め全て公開で平成29年度に10回、今年度3回開催してきました。全体の方向性や各学校のあり方の方向性、継続検討事項の協議を経て、5月23日の教育委員会で中間とりまとめの決定公表を行いました。

まず策定に向けた検討事項としては後期実施計画の一つ目の柱にある学校の統合について御説明します。資料の中ほどから下になります。東部地域の安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校のあり方については、南海トラフ地震への対応や生徒数の減少が見込まれる中で、東部地域の拠点校として活力ある学校づくりが必要であるということから、二つの案に絞り込まれました。右に記載しておりますが、案1が現在の安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高校を統合し、安芸桜ヶ丘高等学校の校地に一本化する案。案2が安芸中学校を募集停止とし、安芸高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合し、安芸桜ヶ丘高等学校の校地に一本化する案です。

次に高吾地域の窪川高等学校と四万十高等学校のあり方については、学校規模が小さく、将来的にも生徒数が減少していくことが予測されている中、生徒の多様な学習ニーズへの対応や社会性の育成、部活動といった面で教育の質を担保することが課題となっています。そのため三つの案を中間取りまとめに盛り込むこととされました。右に記載されていますように、案1は窪川高等学校と四万十高等学校の両校を継続する案。案2は、両校を統合した上で、キャンパス制として両校の校地を利用する案。案3は、両校を統合した上で、どちらかの校地に一本化する案です。

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校のあり方、そして、窪川高等学校と四万十高等学校のあり方につきましては、8月までに開催する教育委員会協議会で検討して、一

つ案に絞り込みたいというふうに考えております。

次に、清水高等学校のあり方については、南海トラフ地震による津波被害から確実に生徒を守るために速やかに高台移転することにしていきます。教育委員会協議会でも、委員の全員の一致でございました。候補地の検討や施設整備等については既に高台に移転している清水中学校と清水高等学校が同居する案、あるいは学級や職員室などは別棟、それ以外は共用する案、あるいは全て別の施設とする案などを含め、高等学校課が中心となり清水高等学校や土佐清水市と協議することにしていきます。

次に、後期実施計画のもう一つの柱である中山間地域の学校の振興策、学校のあり方の方向性にのっとった振興策について御説明します。中山間地域から高校がなくなりますと、地域から子供がいなくなるだけでなく、子育て世代の移住も見込めなくなり、地域に深刻な影響は及んでいきます。一方、中山間地域の高校が特色ある教育を展開し、学校と連動連携した地域活動が行われますと、中山間地域の活性化の大きな柱となります。このため、後期実施計画では再編だけではなく振興の部分にも力を入れ、中山間地域の学校をできるだけ維持する方向で検討工夫をすることにしていきます。そのため、資料の下3分の1のところにありますように、中山間地域にある学校は学校や地域、学校関係者による協議会を開催して振興策を検討する。その他の学校は下の枠にありますように8月下旬をめどに各校で活性化策を検討することにしていきます。

今後のスケジュールも含め、中山間地域の学校の振興策等の詳細につきましては、2ページ目のポンチ絵、資料で御説明いたします。2ページ目をごらんください。資料左上にありますように、基本的な考え方として、中山間地域の学校では地域の意見を踏まえ、これからの社会に対応できる人材を育成するための教育の質の維持向上に努め、魅力ある学校づくりに取り組むことが必要であると考えています。このため資料右上にありますように、全ての学校が活力ある学校となる振興策に取り組む各市町村のまちづくり、人づくりのビジョンなども踏まえた教育活動に取り組むといったことを目指しています。取り組み内容は中ほどから下にありますとおり、6月から8月までの協議会の開催、そして学習面の魅力化であります。左側の協議会の開催から説明します。中山間地域の高校の魅力化を図り、入学者を増加させるためには地元の市町村などとの連携が必要でありますので、学校、地元の市町村、地元の中学校関係者などと協議しながら、よりよい学校づくり、特色ある学校のあり方を考えることにしていきます。その協議会で、地域内外から求められる魅力ある学校としての活性化策や地域からの支援策について協議していただくことになっていきます。嶺北高等学校と室戸高等学校では既に3月と5月に魅力化の会が立ち上がっています。また、6月に佐川高等学校や清水高等学校でも協議を開始しており、それ以外の学校につきましても、既存の会議を活用するなどして準備を進めています。これらの協議会には、県の産業振興推進部の地域産業振興監にも参加してもらい、学校の活性化が地域の



活性化につながるようにしています。そして産業振興計画の地域アクションプランや県や市町村が行う中山間地域の事業との連携、学校の取り組みの方向性などについてアドバイスをいただくことにしています。下の表は、中間取りまとめにおける学校のあり方の方向性などにおいて、振興策の例になりそうなものを上げたものです。地域との連携や地域の課題解決学習、そして部活動といった面では、例えば、室戸高等学校の女子硬式野球や嶺北高等学校のカヌー、佐川高等学校のソフトボール、梶原高等学校の野球、アーチェリー、吾北分校のソフトボール、バドミントン、西土佐分校のカヌーなどが挙げられています。

次に、窪川高等学校と四万十高等学校のあり方についてですが、先ほどお話ししましたように、案1から案3までについて、6月から8月にかけて教育委員会協議会で検討し、一つの案に絞り込むことにしています。絞り込みの作業とともに、ICTの活用やサッカー、軽音楽、ジャズ、ソフトボールなどの振興策も検討していきます。

続きまして、もう一つの柱であります学習面の魅力化、ICTの活用による学力の向上について御説明します。資料の右半分にありますように、中山間地域の学校には、生徒の進路希望に応じた選択科目の設置が困難とか、大人数と交流できる機会や学校外の学習機会が少ないとか、多様な生徒がおられますので、そのニーズに応じた指導が求められるといった課題があります。そういった課題を克服するために、例えば、進学のための学習講座、未開設の授業科目、資格試験対策講座、学び直しの授業科目、探求型学習などの開講や、スタディサプリなどの活用が考えられます。

今後のスケジュールですが、中山間地域の学校は協議会を開催した上で、8月下旬に活性化策を提出していただき、その後は活性化策の実施に向けた取り組みをしていただくこととなります。教育委員会事務局としましては、8月まで教育委員会協議会を開催し、窪川高等高校と四万十高等学校のあり方を検討していきます。9月には、中山間地域の学校から出された活性化案について、人的配置、予算措置が伴うものの査定を行い、学校に回答するとともに、最終取りまとめ、パブリックコメント案を決定していきたいというふうに考えています。その後、パブリックコメントを実施し、12月中に後期実施計画を策定したいと考えています。年明けには地区別説明会を開催して、後期実施計画の周知を行っていきたくて考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 安芸中学校・高等学校の第2案ですが、安芸中学校を募集停止にしてという、これはちょっとここまで言うにはまだ早いんじゃないかなというふうな気がします。この前も業務概要に行った時に安芸高等学校の卒業生で難関私立大学に入っている内校生が多いわけですし、募集停止ということはまだ早いと思いますので、ちょっと考えてもらったほうがいいんじゃないかなと思います。中村高等学校とのバランス、東部と西部のバランスもありますので、そこら辺も考えていただけたらと思います。

◎伊藤教育長 表にありますように昨年度から各地域でいろんな御意見をいただいたもので、絞り込まずに御意見を掲載させていただいております。今議会の質問で安芸中学校は非常に実績も上げていますし、6年間の一貫教育でクラブ活動でも実績があるという御答弁もさせていただきました。そのような中で東部の各市町村においては安芸中学校に子供が行ってしまうために、各地域の中学校の子供数も少なくなるというような御心配もあつたり、御意見もありましたので、そういったことも含めて意見としてはこういう形で掲載をさせていただいておりますけれども、県立中学校の実績についてはしっかり説明していく必要があると考えております。

◎上田（周）委員 中間取りまとめの五つの地域ですが、東部から幡多まで資料として今後、平成35年までの卒業生数の推移を書いていますけれども、計算したら全体で1割強減少、中部地域は高知市がありますので率が少ないですが、厳しいのが東部地域と高吾地域。考え方として一つのパイの中ですから、ターゲットを県外にしないと、結局、プラスマイナスでというようなことになろうかと思えます。そのあたりの発想を入れていただいたらと思ひまして、要請ということで。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 中山間地域の学校におきましては、それぞれの学校のあり方の方向性を書いております。例えば室戸高等学校であれば、中山間地域にある学校に共通する方向性というところで枠組みで書いております。一つ目がICTの活用、二つ目が市町村との連携により地元中学校からの進学率をさらに向上させること。さらに三つ目が、今後、さらに魅力ある振興策を検討し特色ある学校づくりを行い、地域外の生徒も確保することが必要だということで、今後、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 今、れんけいこうち広域都市圏構想とか、県全体で大きいくくりで進んでいますよね、そういう中へ教育とか福祉を位置づけるということで広域で取り組むとか、そういった大きい考え方もやっていければ。

◎伊藤教育長 私どももそのような思いを持っております。先ほど企画監が御説明いたしましたように、地域産業振興監にも入っていただいて、それぞれの地域の移住の取り組みであるとか地域アクションプランの取り組み、市町村の取り組みと高校の教育をベクトルを合わせて、県外からも来てもらう、そういった大きな活性化策につなげていきたいということで今回、各地域産業振興監にもアドバイザーで入ってもらいたいとお願ひしましたので、そういう広い視点で、地域で学校を活性化していくような取り組みにぜひつなげていきたいと考えております。

◎弘田委員 関連です。中山間地域の高校の維持は生徒数が減って大変なんですけれども、中学校と高校の連携が本当に大切だと思うんです。室戸高等学校に限った話なんですけれども、中学校の先生が室戸高等学校を勧めないという話がありまして、それで、地元の高校

に行ってもらいたいという話の中で、高校も頑張っていて、研究発表会とかいろいろやって、そこに地元の中学生を呼んで、研究発表を見ることによって行ってみようかという声も聞かれ出したということを知りました。ところが、ことしは室戸高等学校は21名、A日程では19名でびっくりしたんですけれど、そのうち4名が女子野球で、地元からは15名しか入っていない。非常に厳しい状況であって、高校にも頑張ってもらって中学校の先生方には地元の高校へ行っても立派な国立大学も行けるし、就職もいいという、本当の実態をきちんと教えていただけないかなと思います。自分もずっと室戸高等学校にかかわって、国立大学では愛媛大学、高知大学。県立大学も通ってますし、就職で言えば地元の銀行なども通っていますので、そんなに悪いとは思わないんです。ですから、そういったこともきちんとおっしゃっていただければということで、ぜひよろしくお願ひします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県図書館振興計画の策定について、生涯学習課の説明を求めます。

◎三觜生涯学習課長 高知県図書館振興計画について御説明させていただきます。赤色の生涯学習課のインデックスをお開きください。資料はA3の資料と計画案の冊子、となっております。説明は資料により御説明させていただきます。

初めに、左上にあります本計画を策定するに至った経緯を御説明いたします。平成23年3月に県市合築の新たな図書館の役割や機能などを取りまとめた新図書館基本構想が策定された際に、基本構想検討委員会からの要望により、県内の読書環境、情報環境を改善していくための中長期的な目標を定めた図書館振興計画を策定することの提言がございました。これを受けまして、オーテピア高知図書館の開館を契機に、県と市町村とでベクトルを合わせ、県内全域の図書館振興に取り組み、本県の読書環境、情報環境の改善等につながることを目的に、本計画を策定いたしました。県は市町村と図書館振興に関する協議、取り組みを進め、10年後の計画期間満了までに全ての市町村が段階的に貸し出し数や蔵書数など、全国平均を超えることを目指します。計画期間は10年で2年ごとに進捗管理を行い、5年後には中間検証を行います。その下には、学識経験者や県内外の図書館関係者などで構成される本計画の検討委員会の名簿とこれまでの検討委員会の経過を記載しております。これまで6回の検討委員会を開催し、また、平成30年5月13日から6月11日までパブリックコメントを実施し、計画案を取りまとめたところでございます。今後の予定としましては、本日いただきました御意見を踏まえた上で、7月定例教育委員会に付議し策定の予定でございます。右の計画の全体像をごらんください。基本理念として、住民が生涯にわたり地域で学び続けることのできる読書情報環境を提供する図書館を掲げ、本県の図書館の目指す姿を四つに整理しております。この目指す姿を達成するために、県と市町村が方向性を合わせ、サービス、取り組みを進めていきます。県の行う取り組みとしましては、まず、赤の①のところでございますが、平成29年1月に策定しましたオーテピア高知

図書館サービス計画に基づく、市町村立図書館等に対する12の取り組みに加えまして、赤の②の本計画で策定するサービス計画を補強する新たな取り組みを進めてまいります。①と②につきましては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。市町村の取り組みとしまして、オーテピア高知図書館サービス計画に基づく支援を最大限に生かす視点で、それぞれの図書館の充実に取り組んでいただくことを考えております。下側をごらんください。今後、計画の検証や取り組みについて検討を実施するための高知県図書館振興協議会を立ち上げまして、2年ごとに、右の表にあります成果目標の達成状況について、進捗管理を行うこととしております。

次の2ページをごらんください。全体像で説明をいたしました県による市町村立図書館等に対する取り組みについて説明をさせていただきます。左が赤の1でございます。市町村立図書館への支援として、オーテピア高知図書館サービス計画では、巡回訪問や研修による支援など12の取り組みを定めており、この取り組みを着実に実施してまいります。そして、図書館振興に向け、このサービス計画を補強する新たな取り組みを、右側にすぐに取り組むことと検討を深めていくこととして3点整理をしております。

すぐに取り組むことの一つ目に、県内のどこの地域でも申し込みから2日程度で最寄りの市町村図書館等の拠点に本が届く物流サービス、12の取り組みで言いますと下から三つ目に当たります、この物流サービスについて、県民の皆様にも余り知られていないため、サービスの周知と拠点の拡大支援を行ってまいります。これにより、オーテピア高知図書館の蔵書にどこからでもアクセスし、図書に触れることができる環境を整備してまいります。

二つ目の市町村立図書館の現在地や取り組み状況表を活用した、市町村教育長との協議でございます。3ページに例示をしておりますが、市町村立図書館の全国的なポジションを示した現在位置やサービスの特徴などを示した取り組み状況表などを用いまして、市町村教育長や市町村図書館、図書館行政所管課と協議を重ね、図書館振興策の検討を促してまいります。また、図書館未設置の市町村には整備に必要な財源も含め、図書館の整備事例などの情報提供を行ってまいります。

次に、検討を深めていくこととさせていただきます。本計画では策定検討委員会において、さまざまな検討を行ってまいりましたが、今後は、各市町村における図書館振興の取り組み状況や、目指す姿としてモデルとなる取り組み、必要となる支援策、また、成果目標の達成状況から進捗管理などについて、検討、検証を行っていくことが必要であることから、高知県図書館振興協議会を設置しまして、今後も検討を深めてまいります。目指す姿の方向性を下に記載しております。これまでアンケートの実施や教育長訪問を行い、御意見をいただきました。それぞれの図書館像を描かれ、地域の交流の場や地域活性化の拠点、集いの場として図書館を考えられておられる一方で、教育委員会だけでは予算の確保が難しい

というお悩みもお伺いしました。図書館単体の設置は難しいものの、検討例3にありますように、多様な交流の場に図書館機能を付加したり検討2のように、役割を明確にした地域課題解決型の図書館など、モデルとなる取り組みの情報提供を行うことで、市町村において目指す図書館の姿を描いていただき取り組みが進むよう、図書館振興に向け継続し協議を重ねてまいります。

最後に、パブリックコメントの状況でございますが、11の個人及び団体から意見をちょうだいいたしました。主な意見としては、市町村への財政支援や司書及び職員の配置、職員研修に対する意見が多く出されておりました。これらの意見に対しましては、図書館の person 費、資料費は地方交付税措置がされていることを鑑み、直接的な財政支援は困難と考えられますが、今後、先進事例の情報提供や市町村教育長等との協議を進め、新設する図書館振興協議会での検討の中で、市町村が目指す図書館に必要な支援の検討を深めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 12のサービスに基づく取り組みということで期待をしているんですけど、物流サービスの拠点に学校図書館は含まれているのでしょうか。

◎三觜生涯学習課長 学校図書館につきましては、基本的には市町村立の学校でしたら市町村が行うということになっておりますので、この計画では市町村立の小学校、中学校等は含まれておりません。ただし、県立学校につきましては、拠点としておくことは可能であるのではないかと考えております。

◎土居委員 きょうの委員会審議で中山間地域の学校振興策でありますとか、高知県の情報ハイウェイという情報通信網の再構築ということで、県内各公立学校と県のいろんな機関を情報で結びつけていくネットワークもある中で、この図書館というものを広げていくという意味で、市町村の図書館は拠点になると思いますけれど、その先のそれぞれの学校にこういった連携網というものを組み込んでいくことができれば、さらに図書館行政も充実してくるんじゃないかと思うんですけど、その点は将来的にこういった図書館振興計画の中で検討課題になるとか、考えられているようなことがありましたらお聞きしたいんですけども。

◎三觜生涯学習課長 一つには市町村がそれぞれどのような図書館を持ちたいか、また図書、情報サービスをどのように行っていくかというお考えがまず必要だと考えております。その中で、核となるのが市町村の図書館です。その周りの学校図書館をどうするかという考えもあると思いますので、そこは学校教育とどのようにされるかという考えを市町村教育長などに検討をお願いをしたいと考えております。

◎土居委員 頑張っていたきたいと思います。物流サービスの拡大というところが一つ目玉にもなってくるんじゃないかと思うので、そういう面では、市町村図書館を中継する

より直接郡部の学校図書館とオーテピア高知図書館がつながることできたら、もっと効率的にいくんじゃないかという思いもありますので、検討をお願いできたらと思います。

◎上田（周）委員 図書館が未設置の市町村が10ぐらいありますよね。カバーする意味で集落活動センターとか子育て支援、あったかふれあいセンターで充実していきますとありますけれど、スタートのときに図書館がないところは読書環境が厳しくなると思いますが、そのあたり説明してくれませんか。

◎三觜生涯学習課長 現在、図書館のない町村が10ございます。そちらには図書館はないわけなんですけれども、公民館図書室がございます。ただ、狭かったり本が少なかったりという環境にございますので、まずそういったところの環境をどのようにしていきますかというところで、市町村教育長と協議をしてまいりたいと考えております。その中にオーテピア高知図書館の物流サービスなども活用していただければと考えてます。

◎上田（周）委員 15市町村でこの4月に教育長への聞き取りをやっていますが、首長もぜひ一緒にやっていただきたい。要請しておきます。

◎塚地委員 県市の合築図書館をつくるときに、中心部に巨額を投資するだけでなく、どれだけ県下隅々に図書館サービスを行き渡らせるかということで計画づくりは重要だという議論の中で、ここまで検討してものになって大変ありがたく思っております。先ほどおっしゃっていた10町村で図書館がなく公民館の図書室みたいな感じになっているというようなところの底上げをどうするかということと、今度梶原町に本当にすばらしい図書館ができて、図書館づくりはまちおこしだなというのは何か痛感するようなものをつくっていただいて、これから各市町村の皆さんが図書館を考える上で大変参考になる、あそこまで巨額なものはないかなかなできないと思うんですけど、大事なことを提案していただいたなというふうには思うんです。入れものもさることながら、やはり図書館司書という方が、どう町村の行政に位置づくかということが図書館行政としてはかなめじゃないかと思うんです。今の段階で公民館にしか図書室がないというところには、教育委員会の中に図書館の司書の資格を持っている方がおられるのか、どんな感じなんでしょうか。

◎三觜生涯学習課長 公民館図書室でございますが、今、資料がございませぬのでわからないところですけども、本山町は公民館図書室なんですけれども、頑張っておられる図書室でございまして、職員が二名、社会教育班の職員が兼任ですけど1名という配置になっておりまして、全く職員がいないというわけではございませぬ。こういった図書館もございます。

◎塚地委員 本山町は本当に頑張っておられて、2日以内には必ず要望の書籍は町民の皆さんに届けるというシステムができていて、そのかなめは司書の専門性なんですよ。だから、この計画の成果目標で貸し出し冊数とか来館者数というものもあるんですけど、質の面で評価する、司書を全市町村に配置するというのも、ぜひ検討委員会の中で資料

も出していただいで見ていただいたらいいんじゃないかなと思いますので、検討をお願いいたします。

◎久保副委員長 私もこの図書館振興計画は大賛成でございます。同時に図書を読んでもいただくのは、もちろん子供から大人、お年寄りまで含めてなんですけども、子供に図書を読んでもいただくというのは私の感覚からしたらすごく大切じゃないかなと。そこで子供が図書を読む習慣ができたなら、大人になっても図書を読んでいくというふうにつながっていくのではないかなと。そのときに図書館振興計画の中で学校図書館のかかわり方が非常に大事ではないかなと思っています。県内10の町村に公民館図書室はあったとしても図書館がないと。そういうところは、学校であれば図書館はもちろんあるわけですので、先般、出先機関調査へ行かせていただいで、学校によって随分と図書館の出入りが頻繁にあるだろうなというところと、余りないのではないかという格差がありました。この計画をつくるときに、この中には入ってないということですけども、ぜひ、子供が1番触れやすいのは学校図書館ですので、振興についても力を入れていくべきじゃないかなと思います。横断的になりますので、教育長をお願いします

◎伊藤教育長 昨年の学力・学習状況調査でも、国語の読解力が少し弱いという結果が出まして、それを受けて、学校図書館を活用するという事業も組み込んでおります。副委員長が言われるように読書というのは学習面でも人格形成面でも非常に重要な部分がございますので、各学校、小中高等学校の図書館のさらなる活用については、教育委員会全体で取り組んでいきたいと考えております。

◎久保副委員長 この図書館振興計画は本当に大切なものだと思いますので、あわせて学校図書館をもう少し頑張らせてこ入れをすれば、子供も見してくれるのではないかな、行ってくれるのではないかなと思いますので。子供に図書好きになってもらいたいのので、ひとりでの本を読むようになるとと思いますので、強く要請をさせていただきます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 人権教育課でございます。平成29年度に高知県債権管理条例に基づき、被強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告をさせていただきます。報告事項の資料の人権教育課のインデックス、3ページをお願いします。

まず、この債権管理条例について、1経緯の(1)のところをごらんください。県として、平成21年度から税外未収金対策の強化に取り組んでまいりましたが、目に見えた改善が図られない中で、監査委員からの御指摘もいただき、さらに、平成27年度の包括外部監査でも、管理を徹底し、債権回収を強化をした上で、回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ることとの提言をいただいたという経緯がございます。先行の他県を参考に検討を行い、平成29年2月議会において、債権放棄ができる条

項を含んだ債権管理条例の議決をいただいたものです。そして、(2) 全庁的な取り組みとして、この条例の制定を踏まえ、昨年5月に開催された税外未収金対策連絡会議部会合同会議において、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について、平成29年度、30年度の2年間で集中的に整理に取り組むことが確認されました。このことを受けまして、その下にお示しをしているように、当課におきましては、所管する高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の整理に向けて対象案件を絞り込むため、まず、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権の抽出を行いました。なお、地域改善対策進学奨励資金貸付金の名称につきましては、制度の移行により社会福祉奨学資金や同和奨学資金などと名称が変わってきましたので、それらを総称しているものでございます。また、ここにはお示しをしておりませんが、この制度は昭和33年度から開始され、平成18年度をもって全ての貸与が終了しておりますが、その間には貸与から給付に切りかわった期間も含まれております。未収金債権につきましては貸与された資金の返還に係るもののほか、給付済みの資金について、中途退学などにより要件を満たさなくなったことによる戻入にかかるものもでございます。

次のページの上段をごらんください。平成28年度決算時点の未収金債権全体の状況でございまして、合計で1万894件、金額は4億9,880万円余りでございます。表の中の(1) 時効期間が経過している債権のうち、全件について時効期間が経過しているものが太枠で囲んだ503件でございます。この中に、過去の徴収停止を行った債権がありましたので、まずはそれらについて条例に基づく債権放棄の可能性を検討することといたしました。なお、その下に示しております、平成25年度に433件の徴収停止を行っておりますが、この433件については、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づくものであり、このことにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。次に(2) 債権放棄の検討におきましては、対象債務者の所在調査をし、所在が確認できたものについては返還に関する意向の確認調査を行いました。その中で、相当前に転居がなされており、住民登録が確認ができず、これ以上の対応ができないものでありますとか、意向確認調査に対して何ら応答がなく、回収が著しく困難であるものについて債権放棄の候補案件とし、庁内の税外未収金対策幹事会債権管理推進部会で条例の要件を満たしていると確認をした上で、債権放棄を決定したものでございます。

ここでページが戻りますが、1ページをお願いします。債権放棄をしました債権の一覧でございます。同和奨学資金の戻入金に係る債権で27件、金額は合計で100万5,000円となっております。なお、債務者の住所及び氏名につきましては、高知県個人情報保護条例に規定する要配慮個人情報明らかとなるため、記載を控えさせていただいております。債権放棄の事由はいずれも債権管理条例第14条第1項第1号に該当するもので平成30年3月30日付で債権放棄を決定いたしました。



4 ページをお願いいたします。中ほどに参考として地方自治法施行令を記載させていただいております。条例第14条第1項第1号の債権放棄に係る規定では、同条例第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお、同条各号のいずれかに該当する事由があると認めるときというふうにされております。今回放棄とした事案は、条例の制定よりも前に、地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止を行ったもので、その内容は、一つ前のページの条例第11条の徴収停止の要件と同一でございます。このことにつきましては、債権管理の適正な推進を図るという条例の趣旨に鑑み、条例の運用上、条例制定以前に地方自治法施行令に基づいて徴収停止の措置をとった債権を、条例に基づいて徴収停止した債権と同様に扱うこととしているものでございます。

5 ページをお願いします。(3)の今年度の取り組みとしまして、債権放棄の検討対象とした徴収停止の残りの案件について、同様の調査を行い、回収が著しく困難と判断されるものについて、債権放棄の措置をとるよう進めてまいりたいというふうに考えております。なお、意向調査に対して何らかの反応があったものに対しましては、納付の指導を行ってまいります。未収金債権の圧縮に向けましては、まずは回収の強化を図ることが重要でございますが、あわせてこのように債権の整理も効率的に行い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上で説明終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 一覧表の中で1番多い額は6番の17万円、1番低い額が18番の7,000円ですが、例えば6番の17万円の方は、これまでどれぐらいお金を返されて、どれぐらい残っているのかわかりますか。

◎西内人権教育課長 わかりません。ここではちょっとお答えできません。

◎浜田(英)委員 わかっているけれど、答えられないということですか。

◎西内人権教育課長 未収金債権の管理だけを行っておりますので、古いものはわからないという状況でございます。

◎浜田(英)委員 これぐらい奨学金を受けているけれど、17万円残っていますということであればすっきりするんですけど。1番低い方と1番高い方の内容を教えていただいたらもう少しすっきりするのかなと思った次第です。

◎弘田委員 債務者の住所がわからないのでこういうことになっているんですか。普通に考えたら7,000円とか1万円は真面目に働けば少しずつでも返せる金額だと思うんですけど、返せない、取り立てができないということは、行方不明とか、どこに住んでいるのかわからないということなんですか。

◎西内人権教育課長 まず、所在調査等を行いますので、その中で追跡をしていきましても現在住んでいるところがわからないといったものもございます。それから、督促、催告等も行っておりますけれども、それに対して意思表示がないということでございますので、

それにつきましては、額が少額であるということもございまして、債権放棄という方向で進んでいくということで全庁的に取り組んでいるということでございます。

◎弘田委員 非常に合理的な考え方で、確かに県庁職員の高い人件費使ってこういった少額なお金を取り立てるといのは、理にかなわないということがあるし、こういった条例ができたと思うんですけど、奨学金を借りても真面目に返している人もいます。年金のお年寄りの方と話しても一生懸命税金払ったりと、そういう方はたくさんいます。やはりひっかかってしまうということがあって、そこら辺はこういった奨学金にかかわらず言っているんですけど、まずはきちんとした対応をしている、その上でということで、当然そうされているんでしょうが言わせていただきました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上、で教育委員会を終わります。

産業振興土木委員会がまだ審議途中でありますので、ここで休憩とします。再開は3時10分とします。

(休憩 14時39分～15時12分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先に意見書を議題として、これを審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。

意見書案5件が提出されております。

まず、公文書の諸問題の真相究明と公文書の適正管理・改善を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 作成いたしました意図はここに書いてあるとおりでございます。実はこの大元は宇都宮市の自民党から出て、全会一致で通ったものを土台につくらせていただきました。問題意識は極めて鮮明だと思っております。公文書の管理が正しく行われないと、それは検証のしようもないということが重要な問題ですので、主権者である国民に明確に説明責任を果たすことのできる公文書の保存と情報公開というのはこれからも大きな課題になるかということで、ぜひ、賛同を得て提出させていただきたいと思っております。

◎ この文書の理解はできるのですが、少しこちらとしては例えば何点かありまして、最後のほうの組織で共有するものから公務で作成したもの等を初め、ここなんかもメモ書きを含んでいくと、委員会の中でもありましたけれど、まだ整理が十分にできていないんじゃないかと。そして、余りにもふやしていくことは、いろんな意味で今後の働き方の問題とか非常に膨大な量になるということも考えたところで、我々は不一致ということ。

◎ この文言を削除したら、構いませんか。公文書の定義部分。

◎ 備忘録とかメモまでを公文書として作成したものとしてやられたら、もう際限なく広がっていくので。

◎ その部分は削除して、例えばファイルの一元化の問題ですとか、今、改善の方向を私たちが提示しているので、この公文書の定義の拡充の具体的な中身を削除したら、何とかのっていただけるような文章になりますでしょうか。

◎ この場では不一致やね。

◎ 不一致になると文言の修正ができないですが、わかりました。

◎明神委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）が、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

（ 小 休 ）

◎ 意見書の冒頭にも書かせていただいておりますが、今、自治体職員、市町村職員の3人に1人が臨時・非常勤職員というような状況の中で、地方自治体、地方分権からの中で人員が抑制され、その上抑制されたものを臨時職員にフォローしていただかないと行政事務が回らないというような実態もありまして、今回このような処遇改善という意見書を願っていたと思います、提案をさせていただきます。

◎ 趣旨は理解できるんですけども、何点か。2点目の同一労働同一賃金というところなんかが、今、いろんな職業の中の権限と責任というものがあって、それによって賃金等の違いがあるということ、そして、3点目の勤勉手当、退職手当等というところが、今の国の現状に沿っていないというところ。そして4点目の会計年度任用職員の処遇改善とい

うことで、会計年度任用職員を、これまで一般非常勤職員、臨時的任用職員そして特別職非常勤職員という三つあったのを一つに、会計年度でやってきたというものを、さらに違うジャンルをつくってしまうというところを見ると、今回は不一致で。理解を求めます。

◎ 働き方改革にも関連している。同一労働の。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討は終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）が県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

（ 小 休 ）

◎ これは文言を修正していただければ、以前も出した経緯がありますので、修正していただければ一緒にのりたいたいということで、まず、２段落目の公的サービスを提供が困難となっておるところを課題に変えていただけないかと。そして、次の段落で社会保障費の圧縮など、地方や公的サービスの産業化というところをとっていただければと。そして、４段落目の最後のほうの、本末転倒であり国民生活と地域経済に、影響を及ぼすことにつながりかねないと、この疲弊をもたらすことは明らかというところをちょっと変えていただければなど、地域経済に影響を及ぼすことにつながりかねないと。そして、次の段落の２行目の歳入・歳出を的確に見積もり、そして、人的サービスとしての社会保障予算の充実というのをとっていただいて、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要ですというところが前段でございまして、次が、２枚目の６番。市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握を取っていただけないかと。６番は地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮したにしていただければおのりしたいと思っております。

◎ その前の社会保障費の圧縮、ここから。圧縮やから公的サービスの産業化などまで消せばいいと。

◎ 圧縮など。

◎ 公共サービス産業化を消すということ。

◎ 項目が多過ぎる。もうちょっと次回から、少なく。

◎ うちとしても、先ほど6のところの意味を確認しておきたいのですが、6の2段落目で、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税に対する法定率の引き上げ、この法定率というのは、地方配分の部分を表現しているのかということを確認させていただきたい。

◎ はい。

◎ それでよろしいですか。わかりました。

◎明神委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案調整は、正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

( 小 休 )

◎ 余りに当然のことが書かれてあるなということでございまして、異論はございませんけれども、こういうふうに言っていくと何でもこのように書かないといけなくなるなということでございます。

◎明神委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、特定複合観光施設区域整備法案の廃案を求める意見書(案)が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

( 小 休 )

◎ 相当禍根を残すことになりまますよと、結構歯どめがかかったと一生懸命言ってますけれど、ここにも書いてあるとおり、週3回月10回というのは年間120回できるということなんで、何ら規制にもなっていないので、極めてギャンブル依存症をふやす危険な法律だということ申し上げておきたいと思います。

◎ これよりもっとギャンブル性のあるものが、日常にいっぱいありますよね。

◎ それもやめさせたらいい。

◎ 不一致で。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討は終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

◎書記 県外調査の候補地について御説明します。

お配りした資料のほうですが、沖縄方面と愛知・静岡方面、福岡・鹿児島方面で案を作成しております。

日程案1が沖縄方面ということで国際バカロレアの取り組み、専門高校の取り組み、産業技術教育センター、公文書館などを調査候補としております。

日程案2につきましては、愛知・静岡方面で教育の多忙化解消プラン、地域と連携したものづくりの取り組み、国際バカロレアの取り組みなどを候補としています。

日程案3は、福岡・鹿児島方面で特別支援学校の整備方針、義務教育学校の取り組み、山村留学制度について調査候補としております。

日程案と別に調査候補先の施設等の資料をつけております。本日は、調査する方面と日程を決めていただけたらと思います。調査先との交渉はこれからですので、この日程案、調査候補先以外で希望があれば、調整したいと思います。

◎明神委員長 それでは、このことについて協議をしたいと思います。御意見をどうぞ。小休にします。

( 小 休 )

－候補地について協議－

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、調査先につきましては沖縄方面と、調査日程につきましては、10月15日から17日と決定しました。なお、細部については、正副委員長に一任願います。

次に出先機関調査の取りまとめの委員会について、8月2日の午前10時から開催したい

と思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。  
ここで、休憩とします。再開時刻は午後4時30分とします。

(休憩 15時49分～16時30分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより採決を行います。今回は議案数5件で、予算議案1件、条例その他議案2件、  
報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員  
の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり  
可決することに決しました。

次に、第5号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決  
することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって第5号議案は全会一致をもって原案どおり可  
決することに決しました。

次に、第6号議案高知県税条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決すること  
に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって第6号議案は全会一致をもって原案どおり可  
決することに決しました。

次に、報第1号議案平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承  
認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって報第1号議案は全会一致をもって原案どおり  
承認することに決しました。

次に、報第2号議案高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告を原案どおり承  
認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎明神委員長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

それでは、明日の委員会は休会とし、4日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時32分閉会)